

河合町議会会議録

令和4年 6月8日 開会

河合町議会

令和4年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

第 3 号 （6月8日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
常 盤 繁 範	3
中 山 義 英	17
坂 本 博 道	45
岡 田 康 則	67
梅 野 美智代	77
大 西 孝 幸	96
○散会の宣告	101
○署名議員	103

令和 4 年 6 月 8 日（水曜日）

（第 3 号）

令和4年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和4年6月8日（水）午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村 潔
13番	谷本昌弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	清原正泰	参事	横山泰典
企画部長	森嶋雅也	総務部長	上村卓也
福祉部長	浮島龍幸	環境部長	石田英毅
まちづくり 推進部長	福辻照弘	教育委員会 参事	山本 剛
総務部次長	小野雄一郎	福祉部次長	小山寿子
政策調整課長	岡田健太郎	広報広聴課長	桐原麻以子
安心安全 推進課長	川村大輔	財政課長	新井俊洋

税務課長	松本武彦	管財課長	植田秀紀
福祉政策課長	浦達三	環境対策課長	内野悦規
まちづくり 推進課長	杵本幸史	教育総務課長	中尾勝人
生涯学習課長	小槻公男		

会議に従事した事務局職員

局長心得	高根亜紀	主事	平井貴之
------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（谷本昌弘） おはようございます。

ただいまより会議を始めます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。令和4年第2回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（谷本昌弘） 本日の日程は一般質問です。

各議員の持ち時間は30分となっておりますが、5分前と1分前に声をかけさせていただきます。30分を過ぎて発言を続けた場合、マイクのスイッチを切らせていただきますので、ご了承ください。また、飛沫感染防止のため、理事者の答弁及び議員の再質問以降は、着席のまま対応をお願いします。

なお、質疑の際はマスクを外させていただくことがあります。ご了承ください。

本日は、質問順番6番から11番の方の質問です。

それでは質問を開始いたします。

◇ 常 盤 繁 範

○議長（谷本昌弘） 6番目に、常盤繁範議員、登壇の上、質問願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

（2番 常盤繁範 登壇）

○2番（常盤繁範） 皆様、おはようございます。

一般通告書に基づきまして、議席番号2番、常盤繁範、質問をさせていただきます。

設問としましては、2つ設けさせていただきました。1つは、学び合いについて。もう一つは、町内事業者のCSR活動について、この2点でございます。

では、まず1つ目の学び合いについて質問をさせていただきます。

事前通告書の内容を読み上げます。広報かわい2022年5月号、5ページ、令和4年度主な取組、学び合い、いつまでも学べる、教える場があり成長できるまち。3項目挙げておりまして、国に先駆けた小学校35人学級の継続、1人1台のタブレット等を活用したICT教育推進、イングリッシュプログラムやALT増員等英語教育充実について、令和3年義務標準法の一部改正、少人数教育の実現、令和4年3月定例議会に提出されました令和4年度施政方針、令和2年度から小学校では全面実施されている文部科学省告示学習指導要領、令和4年4月に改定された河合町教育大綱と照らし合わせて、以下の質問を行います。

①広報かわい2022年5月号、5ページに、国に先駆けた小学校35人学級の継続とありますが、令和3年3月31日公布、令和3年4月1日施行の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律に伴い、関連法律についても令和3年4月1日に施行され、公立小学校の学級編制を5年間で段階的に全学年35人学級とすることになりました。施政方針13ページ、35人学級について、「政府決定に先駆けて、まち独自の政策として35人学級に移行しました」とあります。国の方針を前倒しし、35人学級の整備を完了した、そういった施政方針と受け取れますが、まち独自の政策なのでしょうか。また、継続と表記されておりますが、状況によって、まち独自に断念することが可能なのでしょうか。

②番、広報かわい2022年5月号、5ページに、2項目書かれております。1人1台のタブレット等を活用したICT教育推進、イングリッシュプログラムやALT増員等英語教育充実とありますが、学習指導要領は、GIGAスクール構想整備を前提として、外国語教育——これは英語教育を表していると思うんですけども、プログラミング、アクティブラーニングを主な変更点とし、道徳も特別な教科と位置づけられました。施政方針13ページには、令和4年度の整備計画が詳細に説明されており、また、教育大綱の「はじめに」では、河合愛AI構想学び合いの基本的方向性としての教育のまちづくりの取組として、35人学級の実施、英語教育、イングリッシュプログラムの推進、ICTの学びへの活用を進めていますと表記されています。これは、単に国の方針を清原町政の最上位の構想と置き換えているだけで、国の方針を履行しているにすぎませんか、見解を伺います。

③関連質問として、教育大綱4ページ、第3章、教育の取組方針2段落目にある学習指導

要領改訂の背景とはどのような背景であるか、ご説明ください。

④関連質問として、教育大綱10ページ、資料、関連法令条文、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条について施行されておりますでしょうか。

⑤広報紙の表記、施政方針の言葉、教育大綱の表記、国の方針と清原町政の取組が混交しており、町民への清原町政の印象操作と受け取れますが、どのように考えられますでしょうか。

続きまして、設問2つ目に移らせていただきます。

設問としましては、町内事業者のCSR活動についてでございます。CSRコーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティは、企業は利益の追求を行うだけではなく、広く利害関係者などや環境に対して責任を負うべきであるという考え方です。企業が仕事をして、対価を得て、存続していく過程には、必ず社会とのつながりがあり、社会環境の維持の責任を果たす活動としてCSR活動があります。その活動の一環として、事業展開店舗へのAED自動体外式除細動器装置の設置を規定している企業があります。仕様規程について大別すると、店舗内、事業所内のみ、また店舗・事業所周辺への持ち出し使用を認める2種類があり、その活動を周知することにより、地域住民への安心・安全環境の整備、企業側としては、地域への社会的責任を果たしているPRになる。何より、必要とされる方へ生命維持の一助となります。

上記の点を踏まえて、以下の質問を行います。

①町内事業者で、CSR活動の一環としてAED設置を規定、周知している事業者はありますでしょうか。

②町民が簡易に設置場所を確認できる、または周知を、まちの広報活動等で実施されておりますでしょうか。

事前通告書の内容は以上でございます。再質問は自席にて行います。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうから、学び合いについて答弁させていただきます。

1つ目、国に先駆けた小学校35人学級の継続についてでございますが、令和3年度から、公立小学校の学級編成を5年間で段階的に全学年35人学級にすることに法律が改正されました。町独自の施策といたしましては、令和3年度から国の方針を前倒しにし、全ての学年を35人学級に整備し、完了しているところでございます。

2つ目、1人1台のタブレット等を活用したICT教育推進及びイングリッシュプログラムやALT増員等英語教育充実についてでございますが、ICT教育につきましては、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを整備する教育現場におけるICT化が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生等事業により急速に進むことになりました。タブレットや電子黒板の活用により、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的、対話的で、深い学びの実現に向けた取組をしています。独自の取組として、夏休みに行うプログラミング教室やタイピング速度の習得を進めているところでございます。英語教育につきましても、イングリッシュプログラムや小学校6年生から中学校3年生を対象にしたオンライン英語レッスンを町独自に実施する予定で進めております。

教育大綱についてでございますが、学習指導要領改訂の背景とは、子供たちに、情報化やグローバル化など、急激な社会的変化の中でも未来のつくり手となるために必要な知識や力を確実に備えることのできる学校教育を実現することでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、河合町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行っております。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有するものとして大学の教授に意見をいただいているところでございます。報告書を作成し、議会事務局に提出した後、ホームページにて公表しているところでございます。

以上でございます。

○教育長（清原正泰） 議長。

○議長（谷本昌弘） 清原教育長。

○教育長（清原正泰） 私のほうからは、5つ目の質問、広報紙の表記であったり教育大綱の表記、このことは国の方針と清原町長の取組が混交しており、印象操作として受け取れますが、どうお考えですかということについて回答いたします。

まず、教育大綱は、法律により、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や政策の根本となる方針を定めるものです。また、地域の実情に応じて大綱を作成するものであると位置づけられていますが、その際にも、学校基本法に基づき策定される国の教育基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされています。大綱策定に当たっては、町長と教育委員会とが十分な意思疎通を図り、教育のあるべき姿や課題について共有し、教育行政における地域住民の意向を、より一層反映させる目的で、総合教育会議で協議、意見交換を行い、それぞれの役割と責任の下に推進をしております。

す。総合的かつ計画的な運営の指針となる河合愛A I構想との整合性を確保するとともに、従来から教育行政を推進する上の根本であり、大綱にもあります河合町学校教育の取組方針や河合町社会教育の取組方針などを踏まえて、政策や施策及び事業を推進させることの充実を目指しているところでございます。

なお、印象操作ということよりも、教育委員会としては、もっと町民へ啓発すべきであるというふうなところがこれからの課題かなというふうに考えております。

以上です。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 私にもご指名がございましたので、お答えをさせていただきます。

今、日本の教育現場の現状では、いじめ、20万人近くの小中学生の不登校の問題、それに校内・校外の暴力問題等の課題がございます。学校が、楽しくて行きたい場所になっていない表われだと実感しております。河合町では、独自の安心・安全に子育てできる修学前の教育や学校教育を推進してまいりたいと考えております。

子供の教育には、正しい知識を得ること、また体験と経験による心が豊かになる教育が、今、日本の教育をもう一度よみがえらせるためのキーワードだと思います。そのためには、教員と子供たちにゆとりある環境が一番初めに求められると考えています。

私の教師生活の始まりは、45人学級です。国は、一昨年、小学校を5年計画で35人学級にすることを発表しました。私の娘の国、今、北欧のフィンランドにいるわけですが、フィンランドでは、小学校は20人学級でございます。いじめ、不登校、暴力問題等をなくすには、町独自でも35人学級を実現することは、私の進める一番の取組でございます。それがスタートになります。教師の負担も軽減されますし、一人一人の子供にも目を向けることができます。また、教員の働き方改善にもつながってまいります。ゆとりができますと、いろんな事業も成果が表れてまいります。例えば、英語が小学校では教科になりましたが、英語が好きになるイングリッシュエデュケーションプログラムの英語教育を先行して今行っております。ちょうど私が町長に就任した1年目から行っております。2年間はコロナでなかなか展開しにくかったんですが、この英語教育、好きになってほしいという思いを持っております。また、読書量を増やすために、電子図書の活用が挙げられます。それに、ICT推進の1人1台のタブレットも活用することで、子供の自主的な学習につながるように思います。それから、全ての子供たちに学習内容を理解する力を、そういうことを育むということで、すな丸

未来塾等の具体的な取組も今進めております。

一人一人に声が教師からかけられる、そういう教育環境づくりが勝負になるように思っています。今後も、河合町におきましては、いじめ、不登校、暴力問題等がなく、安心安全で学校に行きたくなる、そういう教育のまちを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○安心安全推進課長（川村大輔） 議長。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 私のほうから、2点目の町内事業者のCSR活動についてお答えさせていただきます。

CSR活動の一環として、AED設置の規定、周知している事業者は、調査した限りではないと認識しておりますが、一般の方どなたでもAED設置場所の登録が可能な日本全国AEDマップのサイトで調査した結果、AEDを設置している企業がございます。今後は、CSR事業の一環として、各企業に、周辺地域の安心安全を守るため、AEDの使用または設置について働きかけを進めていきたいと考えております。

次に、設置場所の確認方法ですが、河合町総合防災マップや昨年度コンビニ各5か所にAEDを設置しており、それに関しては、広報、ホームページにも掲載し、確認できるようにしております。今後は、定期的に広報でお知らせするとともに、先ほど説明いたしました日本全国AEDマップを活用し、ホームページにリンクを張るなどして、最新の情報を提供できるように周知していきたいと考えております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、設問1のところの部分で追加質問をさせていただきたいと思いません。

事前に、理事者側と議員様のほうにも、資料として配付させていただいているものの中に、教育大綱というものがございます。その10ページに、関係法令の条文が書かれております。先ほど質問に答えていただいたところの部分なんですけれども、教育大綱の10ページの関連法令の条文のところ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条、ちょっと読み上げます。「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む。）の管理及び執行の状況について

点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」と。この教育大綱というのは5年に一度見直されるものであって、河合町の教育方針をしっかりと定める一つの屋台骨というか大黒柱になる存在です。それに関して、議会に対しての報告という形のを先ほどご答弁いただきましたけれども、それで十分だと思いますか。それをまずお伺いしたいです。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） こちらにつきましては、事業点検評価報告書の提出方法についてのご質問だと思います。

まず、事業点検、事業報告書につきましては、毎年作成をさせていただいております、12月頃をめどに作成を進めさせていただきまして、議会のほうに報告をさせていただき、報告につきましては、事務局のほうに報告をさせていただいております。議員の閲覧場所のほうに並べていただいているような形だと認識しております。その後、ホームページにアップというふうな形でさせていただいております。

今回につきましては、ちょっと作成時期が遅れておまして、3月の年度末という形での報告になりました。ご指摘のとおり、今後につきましては、議会事務局に提出するときに、議員さんのほうに、どのような形で、もっと分かりやすい方向で提出させていただくというふうなことを考えながら、提出と報告のほうをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきまして、ありがとうございます。事前にヒアリングさせていただいた内容ののっとしてご答弁いただいているところはあるんですけども、実際に事務所掌をしている課長としてお答えいただきたいんですが、これ、年度末に間に合わせて提出するという形のもの、ちょっと無理があるんじゃないですか。本当に急いで、駆け足で、年度が終わってからすぐに提出しないとイケない。そういったものは、ちょっと考えるべきだと思うんですよ。しかしながら、決まった時期に、必ず6月までには出しますよと。加えて、議会の各議員におかれましては説明をさせていただきたいといった丁寧な報告の義務としての行いというのが必要だと思うんですけども、ご検討いただけませんか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） こちらの報告書につきましては、かなり時間を要しながらの作成をさせていただいております。また、職員一人一人が自分の担当のものを作成させていただいて、それを取りまとめて、また教育委員会のほうにも諮りながら進めているというところもございます。すぐにできるような資料ではないのはご理解いただきたいところもあるんですけども、年度末ぎりぎりになるというのは少し遅いかというふうに考えておりますので、もっと早い段階で提出できるようにということで進めさせていただけたらと思います。また、議会への報告の方法につきましては、例えば広陵町さん、また近隣の町の方法、やり方も含めまして検討しながら、どういう形で進めていくのがよいのかも今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、次の設問のお答えに対しての追加質問をさせていただきます。

先ほど教育長と町長のほうからご答弁いただきまして、ありがとうございます。教育大綱の内容についてなんですけれども、私自身よく把握しておりませんでした。私の手元になかったせいもありますし、私がしっかりとアンテナを立てていなかったというところもあると思うんです。これは今年の4月に出されているものだと思うんですけれども、この内容について、この時間を使いまして、よければ、教育大綱改正の準備の初期段階から参画されておりました山本参事のほうから、見直された教育大綱を通じて、河合町が目指すこれからの教育についてご説明をいただきつつ、これに思いを込めたと思うんです、担当者として。ご答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育委員会参事（山本 剛） 議長。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 大綱の作成に関わりましては、私が就任いたしました昨年度のほうから、作成について取り組ませていただいたところでございます。これまで第2期の、すみません、教育大綱としては1期目なんですけれども、第2期の教育振興基本計画と照らし合わせながら、その継続も含めながら新しいものをつくっていくと。そして、先ほどから何度も出ていますように、本町におきましては、河合愛A I構想と呼ばれる町長の考えが示されたものがございます。教育大綱というのは、その自治体の首長が教育に対する思いとい

うものを盛り込むものでございますので、河合愛A I構想を、先ほど教育長が申しましたように、整合性を図りながら教育大綱を作成すると、このようなことに取り組んでまいりました。

この大綱のポイントとなることなんですけれども、その大綱の前段にもございますキーワードといたしまして、私どもは「心のど真ん中に河合愛を持った未来の担い手をつくること」、これが今回の教育大綱のコンセプトという形になっております。ここに込めた意味といたしますのは、自ら考え、学び続ける、こういった人の育成に努めてまいりたいと。将来にわたってこのまちを支える、そういった人材を育成するということから考えていきましたときに、このような担い手をつくっていく、これが大事だと思っています。ただ、先ほどから、教育大綱の求める対象というのが、学校教育に偏っているような、こういう話が進んでおりますけれども、これは何も学校教育に限ったことではなくて、社会教育も含めたあらゆる世代の方に学び続けていただくような、そういったシステムをつくる、このようなものを目指して取り組んでいきたいなというふうに思って作成したものでございます。

前後して申し訳ないですけれども、特に学校教育で力を入れたいというふうに思っておりますのは、先ほどの説明からもありましたように、これからの社会というのは、先が見えない予測困難な時代が来るといふふうに言われておりますので、そういった、どんなような社会の変化、訪れる未来が来たとしても、そこで生き抜くことができる力、より汎用的な力というものを身につけさせる、育むというようなこと、こういったことを想定した、そういったつくりを目指したいなというふうに思っております。この点におきましては、先ほどから独自性という言葉が使われておりましたけれども、河合町の教育大綱がほかのどの地域にもない唯一無二の、独自性という言葉の意味がそういったものになりますと、これはそうはなっていないと思います。ただし、国が示す計画を参酌しながら、町長の思いや教育委員会の希望、願いを込めまして、その中から幾つかの項目、町として大切にしたい事柄というのを、順序性をつけたり、そこにしっかりとした軽重をつけたり、こういったことをすることが独自性をつくる、そういったことになるのかなというふうに思っております。

それで出てきましたのが、英語教育の充実、ICT教育の充実、こういったものになっていきます。これらをしっかりと突き詰めていくことによって、これからの未来を生きていく子供たちには、英語力やプログラミングを含めたタイピングといった、このような力、こういったものをつけていただきながら、グローバルに展開する情報などをしっかりと収集しながら、どのような状況下においても、他者と共同してしっかりとした会話ができる、ICT機

器を使いながら海外の方ともやり取りができるような、そういった力を身につけていただくようなことをこの中に盛り込む、それがいわゆる英語教育の充実、ICT教育の充実、このようなものにつながっていくというふうに考えておるところでございます。

なお、将来に向かいます、この予測困難な時代を生き抜くためには、今言いました汎用的な力とともに、もう一つ、自ら社会をつくり出す、このような力が必要だと、このように感じているところでございます。この教育大綱は、対象とする期間を5年間というふうにしておりますけれども、毎年アクションプランというものを立てながら、それぞれの年度ごとの重点的に取り組みたいこと、こういったものをしっかりと目標値を定めながら、進捗管理、その達成度の確認、こういったものをしていきたいなというふうに思っているところでございまして、3年をめどに、一旦は中間的な集約、まとめなんかをしていきたいなと思っております。この中間期が終わったときに、どの程度進捗している、進んでいるものについてはそれ以上のものを再付加する。遅れているものについては、さらに重点的に何かしなければいけない、手を打っていく。このようなことをさせてもらえたらなというふうに思っているところでございまして、そのようなときに、今、第一段階目は、汎用的な力を重点的につけることに力を入れまして、もしそのときに、その汎用的な力が、ある程度方向性を持って進んでいるようでしたら、新たにその社会をつくり出すような力、こういったもの、これは英語教育にかかわらず、ほかの理数教育でありましたり、今で言いますと文理融合型の教育というのが求められておりますので、このような教育に取り組んでいきたい、このように思っているところでございます。

ちょっと長くなって申し訳なかったんですけども、このようなことを考えながら教育大綱は策定されているところでございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 言葉の内容を後で追いかけるのが大変なぐらい、本当に専門的な言葉も含めて、非常に熱い気持ちを持ってこの教育大綱がつくられているんだというのが、感触として本当にひしと感じているところでございます。また、その内容について、非常に理路整然とご説明いただいて、本当に感謝を申し上げる次第でございます。あとは、私が追いついて来るか来ないかというところの部分でございますが、私としましては、本来5年に一度見直すこの教育大綱を、見直した直後にでも、議会議員に対して、その思い、考えられたコンセプト、それと根底になるところ、そういったものを踏まえて、しっかりとご説明いただ

く、そういった場を今後は考えていただきたい。単純に、こういったものが出ていますから見てくださいね、ポンという形では、今のお考え、お気持ち、そして今後しなければいけないこと、工程表も含めてなんですけれども、分からないわけですよ。我々町民の代表としてそれぞれ票をいただいてこの席に座っております。できれば、非常に町長としても重要な施策として考えているところがございますから、しっかりとご説明いただく機会を、我々として拝聴させていただく機会をいただきたいと思いますので、今後はご検討いただければと思います。

この設問の結びとして、少し要望も含めての形のものもあるんですけども、私が危惧しているところを最後に申し上げさせていただいて、この設問を結ばせていただきたいと思います。

文科省の定める学習指導要領と河合町独自の教育施策、混交した表記が生ぜざるを得なかった、また選択のプライオリティの中でそういった形になったということは、ご説明いただいて理解はしております。しかしながら、今後は、混交することなく明瞭にすべきと考えるんです。学習指導要領で行われることはこうである。それを、河合町として、補助、補完、またそれに加えるような形でこういったことをしますよと明確にすべきだと思うんです。そして、既に教育大綱のほうにも載っかっている文章でもありますし、愛AI構想のほうでも表記されている言葉であるんですけども、誰一人取り残さない、学び続けること、これは生涯学習も含めてなんですけれども、ことのできる環境づくりについて着手していると、もう既に着手されていると思うんですね。また話は戻りますけれども、義務教育機関においては、児童・生徒へのきめ細やかな教育、状況に合わせた教育、倫理感を持たせる教育、その土壌をつくるためには、現在の教員の業務量は異常であると、そのように考えて、児童・生徒、保護者のみならず、教員を支援する政策を実施することが、教育のまちづくり、ひいては魅力あるまちづくりにつながっていくと考えます。例えばですが、教材等の作成支援の無償・有償のボランティア、総合型地域スポーツクラブとの連携によるアスリートの支援ですとか体力の向上ですとか体育の授業ですとか部活動の支援、こういったプログラムを盛り込むですとか、児童・生徒個々へのカウンセリングの実施、それと教員へのカウンセリングの実施、いろんなことがきっとできるはずなんですよ。

ここで余談になりますが、私おかげさまで、2年ぶり、3年ぶりになるんですか、先日第二小学校の授業参観のほうに参加させていただく機会をいただきました。ありがとうございます、本当に。コロナの状況も落ち着いたというところで行われた形ではあるんですけど

も、その際に、非常に心に響いた参観をさせていただいたことがございました。体育の授業をうちの子がしていたんですけれども、ある子が、ルールにのっとって行ったところでルールにのっとって本来であればしなければいけないことを抗議されていたんです。それに対して、その児童が、言葉の暴力、また、議会中に言ってしまいますけれども、実際に暴力行為も行ったんです。そういった状況の中でも、対応された担任の先生、副担任の先生は、毅然とされていたんです。いけないものはいけない、ルールはルール、そこは分かってくれないとと。例えば、私の子供の頃でしたら、別の罰が課されるわけですよ。外へ行ってなさいとか立っていなさいとか後でちょっと話があるから職員室に来いとか、そういった形のものがあったんですけれども、本当にうまく収めるなど。また、毅然と収めるなど。しっかりとルールとしてはこうなんだよと説明された上で、その状況を収めているんです。それを見て、本当に感動しました。

それと併せてなんですが、逆に教員の方々は、物すごいその時々プレッシャーを抱えながら職務を行っているんだなど。少しでも後で突っ込まれるような、指摘されるようなことをした場合、問題になるということを経験の中で分かった上で対応されたんです。そういった姿を見て、教員の方々というのは、本当にガラス細工に近い状態で、心の中が、そういった状況で職務を行っているのではないかなと、そのように思うところもございました。

河合町としましては、国の施策というものは1つあると。しかしながら、それに対して、河合町は、しっかりと教育現場はこういう形でサポートを町としてしているんだよというところが、今後河合町としてのストロングポイント、強みになるんじゃないのかと。ほかの市町村でももう既にされていることをいつまでも掲げる必要はないと思うんです。河合町では着手しているところもございますし、そういったところをしっかりとアピールといいますか、実際に制度として進めていただきたいと、そのように考えるところであります。

少し余談になりましたが、結びの言葉としましては、教育大綱やほかの計画にも言えることではあるんですけれども、いまだに、昨日答弁がありましたけれども、いまだにしっかりと定まっていない河合愛A I 構想という、言わば言葉は悪いんですけれども不明瞭なイメージを重視するあまり、具体性を持つべき大綱ですとか計画、そういったものの策定の足かせになってしまうようなことが、現在の町長の姿勢では懸念される場所であるんですよ。5年、10年後に、A I 構想は足かせであったと評価されないように、具体的計画の推進をしっかりと見ていただいて、進めていただきたいと思います。

設問1については以上でございます。

では、設問2に移らせていただきます。

町内事業者のCSR活動についての部分でご答弁いただきました。ありがとうございます。事前に資料のほうをお渡しさせていただいております。打合せもさせていただいております。AED設置箇所についてのものとAEDについてのものを各議員の皆様におかれましても配付させていただいているところではありますが、1つ最後に、ちょっと長くなりますが、提案を前提に検討いただくこととして質問をさせていただきます。

事前に資料のほうをお渡ししているんですけども、AEDの製造メーカーのオムロンさんの資料に、AEDの適切配置指針が示されているんです。現場から片道1分以内、往復で2分ということ。生存率を考慮すれば、心停止から5分以内の電気ショックが求められるためなんです。また、別資料にあります財団全国AEDマップ、これは設置者の登録によって設置情報が提供されるものです。もう一つ資料としてお渡ししている日本全国AEDマップは、アプリケーションの利用者の投稿によって掲載されている。この目的は2つあります。1つは、AEDを必要とする事態に直面している方々に、より素早く最寄りのAED情報を提供すること。そして、もう一つは、ふだんから、より多くの方々に生活エリアのAEDの位置を把握してもらうこと。この2つを目的として、いざAEDが必要になった場面で、調べなくても近くのAED設置情報が分かる方がその場にいらっしゃること、こういった形の環境づくりが理想として、この2つのサイトのほうは情報を公開している形を取っております。

行政のすべきことは、その情報を周知すること、設置箇所周辺で持ち出し使用もできる環境づくり、そのためには、設置個所の定期的な把握、実地調査、持ち出し使用の協力依頼、そして様々な周知とサイトへの閲覧の誘導、安心安全なまちづくりの一助として、所掌業務としてご検討いただませんでしょうか、ご答弁ください。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） それにつきましては、各AEDマップにおける施設に足を運びまして、確認しながら最新情報を提供していき、転入の方へ配布されます河合町の総合防災マップ等にQRコード等で周知するなど考えております。

以上です。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（谷本昌弘） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私、このAEDマップにおいて、非常に助かった件がございます。私自身がAEDを使用するという形ではなかったんですけども、過去に、私、人命救助という形で心肺蘇生のことを、自身において3度ほどさせていただいております。そのうち2回は、AEDを使用する形での救命活動をさせていただいております。救急車が来るまでのことなんですけれども、近々で言いますと、4年前、仙台市太白区において、交通事故で心肺停止になっている方を心肺蘇生させていただいたことがございます。その際に、仙台市というのは非常に学生の多いまちでして、医療系の専門学校に通っていらっしゃる生徒3人の方々が、「何かできることはありませんか」と私に声をかけてくださったんです。そのときに、非常に生きた情報がございました。その方々が、このアプリケーションを開いて、「近くのニトリに置いてあるから、それを持ってきましょうか」と言ってくれたんです。私は心臓マッサージをしている形ですから、手を離すことはできません。その子たちが持ってきてくれたんです。残念ながら、その方は3週間後にお亡くなりになったという連絡は受けました。これは理由がありまして、私は血だらけになりましたので、対象者の血液が自分に付着すると、しっかりと連絡先ですとか名前とか、そういったものを調書で取られるんですよ。あわせて、状況もお話しする形を取りまして、その後、当然出血されている方の感染症のリスクという部分でしっかりと確認を取れる形であるんですけども、その際に話していただいたのは、本当にありがとうございましたという形で話してもらいました。どうしても、必要な方がいたとしても、皆さん怖がって手を出せない状態、傍観してしまうという、そういう状況が創出されるんです。

しかしながら、これ凡例にも出ているんですけども、救急救命活動で、多少、例えばですけども、肋骨が、心臓マッサージすると肋骨が折れちゃう可能性があるんですよ。そういった形で、例えば賠償責任、そういったものを問われるということは基本的にはないという形のものうまく周知されていないところもあって、どうしても、あるものを、助けられるものがあるのに、みんな見守ってしまうだけになってしまうと。そういったところで、私自身がそれを手を差し伸べたというところの部分は、非常に後々感謝されました。そういった形のものでしっかりと周知された上で、社会構想として出来上がることが安心安全なまちづくりにつながると考えますので、1つ、それに、町長の重要施策の一つでも、昨日も説明がありましたけれども、ありますので、しっかりその部分に着眼点を置いていただいて、推進していただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷本昌弘） これにて常盤繁範議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。この時計で11時から再開します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◇ 中山義英

○議長（谷本昌弘） 7番目に、中山義英議員、登壇の上、質問願います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

○5番（中山義英） マスクは外させてもらいます。

皆さん、こんにちは。議席番号5番、中山義英。

それでは、議長の許可を得て、ただいまより一般質問通告書に従って一般質問を行います。

質問事項1、人口減少等に伴う普通財産の活用について。

地方自治法では、町が所有する公有財産は、役場の庁舎や学校、公園などの行政財産と、行政財産以外の普通財産に分類されています。それぞれの大きな違いは、普通財産は、貸付け、交換、売払い、譲与、出資目的か信託、私権設定ができますが、行政財産は原則としてできません。人口減少、少子高齢化が叫ばれる中で、平成10年に2万人以上であった河合町の人口は毎年減り続け、令和4年3月末時点では1万7,192人まで減少し、今年度中には1万6,000人台に突入する可能性が出てきています。人口減少、少子高齢化の影響は、税収入の減少、空き家や耕作放棄地の増加、小学校の統廃合、大型商業施設の撤退といった状況だけにとどまらず、地域の衰退にもつながっています。地域では、人口減少が地域コミュニティ機能の低下に与える影響は大きく、住民同士の交流の機会が減少することで、地域からにぎわいや愛着が失われつつあります。河合町における今後の人口減少、少子高齢化、財政逼

迫という社会情勢を考えると、普通財産の活用、縮減への取組は避けて通れない重要課題であり、根本的に見直しせざるを得ない時期が到来していると考えます。

以下、普通財産に関連して3点質問します。

1、現在河合町が保有している普通財産は、何筆、何平米ですか。また、その活用状況はどのようになっていますか。

2、普通財産に関する今後の取組方針はどうなっていますか。

3、普通財産の活用による地域の活性化については、どのような取組を考えていますか。

質問事項2、住宅地の地価の下落について。

地下の変動率は、毎年、地価公示と地価調査の方法により公表されます。令和4年3月に奈良県から公表された令和4年1月1日時点の地価公示では、奈良県内の住宅地地価の平均変動率は昨年度より0.7%下落し、14年連続の下落となっています。地価公示は、県内317の地点で調査が行われ、河合町では、池部3丁目、泉台2丁目、大輪田、星和台1丁目、2丁目、高塚台1丁目、中山台2丁目、穴闇の8つが調査地点になっています。令和4年度地価公示では、星和台1丁目の地価変動率が、県内317の調査地点の中で、上から4番目に高い下落率となっています。また、奈良県知事が行った昨年7月1日時点の地価調査では、県内213調査地点の中で、広瀬台2丁目の地価変動率が、上から7番目に大きい下落となりました。半年たって、地価の下落状況はさらに進んでいるように思われます。最近の地価公示及び地価調査において河合町の地価下落率は大きく、県内の下落率ワースト10位以内に入るようになってきました。

質問します。

河合町の地価下落は何が下落要因になっているのか、分析はされていますか。

以上で登壇しての質問を終え、あとの質問は自席にて行います。

○管財課長（植田秀紀） 議長。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） 私のほうからは、普通財産の活用についてということで、まず1つ目のご質問についてお答えします。

現在河合町が保有している普通財産は、土地が213筆、4万5,000平米です。家屋が6か所、床面積にして9,286平米です。また、その活用状況は、資材置場や駐車場、駐在所などへの貸出しを行っております。

2つ目、保有している普通財産は、その形状や所在地など立地条件により様々であり、河

合町町有未利用土地の利活用に係る取扱方針に基づき、売却や利活用に向けて進めているところでございます。

3つ目、普通財産の活用方法の一つとして、地域の中の未利用土地を地域のコミュニティ機能の向上や活性化に役立つような利用方法を提案することも重要であると認識しております。地域の要望や相談があった場合には、最適な活用方法を検討、協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○政策調整課長（岡田健太郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田課長。

○政策調整課長（岡田健太郎） すみません、私のほうから、ご質問の2、住宅地の地価の下落について、お答えさせていただきます。

まず、地価公示及び地価調査の公表による河合町の地価下落率が高いということは認識しておりますが、地価の下落という視点での深い分析は、これまで行っておりません。ただ、客観的に見て、少子高齢化や、近年ではコロナ禍による経済活動の鈍化、また、町の商業施設の中心であったイオン西大和店が撤退されたということが下落率に影響していると推測はされます。このような状況であるからこそ、町としては、河合愛A I構想に基づく取組、特にファシリティマネジメントの推進、子育て環境の充実、教育のまちづくりの3つの重点施策を果敢に進めていき、まちの魅力向上による人口構造の安定、これが健全財政につながって新たな施策の展開も期待できる、まさに、まちを元気にするサイクルというのを発展させていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしましたら、普通財産には土地と家屋がありますが、再質問は土地に関してのみ行います。

まず、河合町の普通財産は、土地が213筆、約4万5,000平米、坪で言うと約1万3,600坪ということですが、市街化区域と市街化調整区域には、それぞれ何筆、何平米ありますか、お答えください。

○管財課長（植田秀紀） 議長。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） まず、市街化調整区域ですけれども、全体のうち、19筆、6,357平米でございます。市街化区域については、残りの194筆、3万8,644平米でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 市街化区域は全体の約85%ということで圧倒的に多くなっていますが、町はどういった経緯でこれらの普通財産を所有するに至ったのか、その取得原因と、それぞれが全体に占める割合について、お答えください。

○管財課長（植田秀紀） 議長。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） まず、土地開発公社からの引き継いだ土地について、全体で62%、保育所等の施設の廃止によるものが全体の18%、これら以外の部分が全体の19%を占めております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 普通財産の6割以上が土地開発公社によるものということが分かりました。この4万5,000平米の中に、水道タンク跡地と旧第三小学校跡地が含まれていますか、お答えください。

○管財課長（植田秀紀） 議長。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） 現在のところ、含まれていないのが現状でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） なぜ含まれていないのか、その理由と、含めると全体で何平米になるのか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） まず、西大和配水池跡地ということでございます。この分が普通財産台帳に載っていないということの理由なんですけれども、町内の関係部署との連絡調整がちょっとうまくできておりませんでして、実際に普通財産ということにはなっているんです

けれども、台帳への記載が現在できておりません。

あと、第三小学校の跡地なんですけれども、この分につきましては、既に書類の整理はできております。ただ、ちょっとすみません、これ台帳への記載が漏れておりました。申し訳ございません。この部分に、2件の部分を含めましたら、6,869万7平方メートルということになっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、約で言うと、6万9,000平米ということですか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） はい、そうでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしましたら、6万9,000平米ということは約2万坪になりますが、旧第三小学校は閉校になってから2年以上たちますが、いまだに普通財産の台帳への記載が行われていないというのは、これは明らかに行政の職務怠慢としか言わざるを得ません。今日はそれが目的じゃないので、今日はこれぐらいにしておきますけれども、あと賃貸で貸しているところは何平米あって、全体の何割ぐらいか。また、賃貸料は年間で幾らぐらい入っているのか、お答えください。

○管財課長（植田秀紀） 議長。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） 現在貸出しをしているところは、約7件、10筆ありまして、2,500平米でございます。全体の約5.5%になっております。それから、年間の賃貸料ですけれども、約335万6,000円となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 賃貸は、全体の僅か5.5%ということですが、これ6万9,000平米にかかる草刈等の維持管理費は年間で幾らぐらいかかっていますか。

○管財課長（植田秀紀） 議長。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） 維持管理にかかる草刈の費用は、予算ベースで年間約700万円かかっております。そのほか、随時職員等で対応しているところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 維持管理費は賃貸料の倍以上かかっているということで、ただ、草刈代700万円は、ちょっと世間の相場から安くないですか、お答えください。

○管財課長（植田秀紀） はい。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） 一応6万9,000平米全てをやっているわけではございませんで、必要な箇所について行っているということで、全体で約3万平米分程度の予算となっております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 先ほどの説明の中では職員も出ているということで、多分職員の方も草刈りはされていると思うんですけども、本来職員の仕事は草刈りではありませんので、できるだけ早く土地を処分して、本来の仕事をやってください。

それから、普通財産の取扱い、先ほどの説明では、河合町町有未利用土地の利活用に係る基本方針に基づいて進めていくということで説明されました。行政財産から普通財産に移管された土地は、民間に貸し出せば賃貸料が入ってきます。また、売却できれば、数千万円のお金が河合町に入ってくる上に、翌年度からは固定資産税も入ってきます。ただ単に河合町が持っているだけでは、一円のお金も入りません。維持管理費が高くつくだけです。

ここで、町長に質問します。

約6万9,000平米の土地について、売却するもの、活用するものなどの明確な振り分けはできていますか、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 明確な振り分けというか、今多分売却検討委員会のほうでその部分については詰めた議論をしてもらっていると思っております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、町長に質問します。

土地に関して、今年1年間の目標と、何年以内にどのようにしていくのか、河合町の具体的な目標及び計画について、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 具体的な中身というか目標については、また担当課のほうからお答えさせます。とにもかくにも、今議員ご指摘の部分につきましては、町にとっても本当に重要な課題だと思っております。そういう意味で、有益なそういう貸付け、それから売却を積極的に進めるとか利活用に使うということで指示しておりますので、その点ご理解いただけたらと思います。

細かい点については、担当課のほうから説明させます。

○管財課長（植田秀紀） はい。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） 河合町町有未利用土地の利活用に係る取扱方針等に基づいて、その利活用について進めているところでございますが、現在は、大きな約4か所について、優先的に売却に向けて進めているところでございます。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） これ、町長が目標をはっきり示されないから、職員も何に向かって仕事をやっていいのかわからないと思います。その現われが、行政財産から普通財産になっているのに台帳に載っていない旧第三小学校、水道タンク跡地やと思います。

あと、では、現在活用されていない土地の中で、市街化区域の土地は利用価値が高く、比較的売買しやすいと考えますが、なかなか売却に至っていない原因について、お答えください。なぜ売却に至っていないのか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 現在、今管財課長が申しあげましたように、普通財産の中でも主な

部分につきまして売却を進めております。その内容といたしまして、河合幼稚園の跡地、あと法隆寺インターの北側の土地、あと西大和配水池跡地、西穴闇保育所の跡地ということで、その4か所を今主として売却をするための事務を進めております。ただ、ご存じのように、河合幼稚園の部分につきましては、既に二度ほど公募をかけております。ただ、不落という形になっている状況でございます。価格や売却条件によるものということが要因だというふうには思っております。ある程度一定の適正な価格をもって売却を行う必要があるというようなところで、公募の部分でまだ応募がないというようなことになっているのかなというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） いろいろ4つ言っていただいて、ありがとうございます。今から言おうかなと思っていたんですけども、では、いまだに売却に至っていない河合幼稚園と西穴闇保育所について、順次質問します。

河合幼稚園と西穴闇保育所は、売却目的で、令和2年度当初予算に1億2,000万円の売払収入として、これ計上されました。

質問します。

1億2,000万円の収入は、何に使う目的で令和2年度予算に計上されておりましたか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 令和2年度の当初予算のほうに、土地を売払収入として計上させていただいております。理由といたしまして、まず1つは、財源の調整が必要になったところ。あと、先ほど来、出ております未利用土地の利活用に係る取扱方針に基づきまして、事業化する予定がない町有地につきましては、土地を整理し、売却を進めていたということで予算に計上させていただきました。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、河合幼稚園について、2回入札が行われた。でも、不調に終わっている。適正な価格ということでおっしゃっておられましたけれども、課題は、そうしたら、河合幼稚園の南側に既存の擁壁があります。これ、宅地の安全性が担保できていま

すか、お答えください。

○管財課長（植田秀紀） はい。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） ちょっとそこまで把握していないのが現状でございます。申し訳ございません。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） これ、本来宅地造成規制区域なんで、宅地造成の検査済証が要るんです。だから、宅地造成の検査済証がないということは、極論からいうと、宅地の安全性が担保できていないという形になります。

そうしたら、そこに関連して質問します。

仮に擁壁を解体せず、現状の土地の上に家を建てる場合、買手から宅地の安全性の説明を求められたら、町はどのように説明されますか、お答えください。

○議長（谷本昌弘） 暫時休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時35分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 失礼いたしました。現在の河合幼稚園跡地の擁壁の安全性を今後住宅として使用する場合に、誰が担保するのかというご質問でございますが、実はあの擁壁といいますのが、幼稚園の建築確認の図書などを見まして、もう既に出来上がっております、実際にどのような構造がなされているのかが、ちょっと町としては認識、把握できていない状況でございます。ただ、当時の建築物に対応したものであるということは事実でございますが、現在の基準に適合するかどうかというのは明らかにできないという状況でございます、土地売却に際しましては、このような現状はきちんと説明させていただいておるところでございます。

その上で、誰が安全性を担保するんだということでございますが、それは、新たに今度住

宅販売などをなされる業者さんが建築設計をする中で担保されるものだとは考えておりました、必要に応じて今の擁壁の補強であるとか、もしくは取り壊して新たな擁壁を設ける、そうといったことが考えられているところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。結局は、解体を前提で売るしかないということになりますが、改めて町長に質問します。河合幼稚園売却に関して、いつまでに売却しようと考えているのか、その目標をお答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 担当のほうには、とにかく一刻も早く売却できるようには指示しております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、次に西穴闇保育所について質問します。

令和2年度当初予算に計上した時点では、敷地の境界が確定してないと聞いていますが、その後、敷地の境界は確定しましたか、お答えください。

○管財課長（植田秀紀） 議長。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） 西穴闇保育所跡地の敷地内の境界については、防災無線や雨水排水施設、文化財保存区域などがあるために、境界確定にかなりの時間を要する見込みでありまして、現在境界確定に向けて進めているところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、予算に計上されたとき、鑑定評価書というのはついていましたか、お答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 令和2年度の歳入予算に計上する際の価格の根拠といたしましては、あくまで路線価をベースにした積算となっております。鑑定というのは、まだ作業と

しては行っておりませんでした。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 予算に上げられるときに、鑑定評価書もついていなかったというのは、普通ではちょっと考えられない、私としては。それが河合町のやり方なんですか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 令和2年度の予算ということで、先ほどもちょっと説明させていただいたように、予算を編成していく中で、かなり厳しい状況で財源の調整を行う必要があったというところで、緊急でこの分を入れさせていただきました。実際に、その内容の部分につきまして、一部整理が必要という部分は把握をしておったんですが、ただ、予想以上に日数を要したということがございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、また町長に質問します。

官民の境界が確定していないような土地を、実際河合町が望む金額で買う人がいると思われたんですか、お答えください。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 先ほど担当部長も申し上げましたように、予算を立てていくというところで、その中に入れていくということで認識しておりました。議員ご指摘のように、ちょっと不十分さはあったかなということを今ちょっと認識しております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 町の動きを見てみると、積極的に売ろうとする意欲が伝わってきません。また、売れないことがある程度分かっているのに単に予算に数字を上げているだけでは、財政健全化に対する河合町の熱意というのは伝わってきません。

続いて、西名阪自動車道の北側にあるバイオレット跡地と呼ばれる場所について質問します。

河合町の所有になって30年近くになると思いますが、河合町の所有に至った経緯と今日ま

で売却に至らなかった原因、これについて、お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） ちょっと手元に詳しい資料を持っておりませんねんけれども、確か交流センターの建設用地として公社が先行取得したというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） これ、長期間にわたって手をつけなかったのは、土地の中身そのものに何か問題があるからですか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） もともとは、交流センターということで事業を行うというところで先行取得をしたものでございます。ただ、その後の財政状況等によってその事業ができなくなったということで、それ以降売却の検討ということをはじめたところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、町長に質問します。

バイオレット跡地というのは、約5,000平米あります。これ、いつまでにどうするのか、町の方針について、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 今ご指摘の土地につきましても、ちょうど町長に就任して、就任以来というか、先ほどの答えと同じになるんですけども、早く、財政も厳しい、そういう状況に河合町はなっておりますので、議員指摘のように、早く収入を増やすということで、早く売られるようには指示しております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） バイオレット跡地というのは、幹線道路沿いの一等地で、売却できれば多くの経済的効果が見込めます。町としての活用目的というのがなければ、一日も早く民間

に売却を進めてください。

続いて、中山台の水道タンク跡地について、いつまでにどうするのか、町の方針をお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 西大和の配水池跡ということでございます。配水跡につきましては、現在売却に向けて、今売却方法の検討を行っているところでございます。この分につきましても、できるだけ早く売却をしたいということで考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 現在検討中ということですが、早期に売却することは、町の財産収入を増やすとともに、地域の活性化や新たな固定資産税や町民税の税収確保につながります。ちんたらちんたらやっていたらいつまでたっても処理できません。維持管理費約700万円には町民の税金が使われていることを忘れずに、短期間で処理してください。

では、先ほど、売れたらお金が入ってくるという4か所、これについて、税金の観点から質問します。

河合幼稚園、西穴闇保育所、バイオレット跡地、水道タンクの跡地の4つについて、民間に売却できたとしたら、固定資産税はどれぐらい入ってきますか、お答えください。

○税務課長（松本武彦） 議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 先ほどから出ております4か所の想定される固定資産税ということでございますが、まず、固定資産税というのは、特に土地の用途によって税額が大きく変動するものでございます。また、土地の売却後の課税対象となる面積につきましても、道路などの共用部分であったりとかが確定しておらず、また各土地に係る補正などについても決定していないところから、あくまでも概算というところではございますが、まず河合幼稚園でしたら約23万円、西穴闇保育所でしたら約13万円、法隆寺インター北側の土地でございましたら約180万円、最後、西大和の配水池でございましたら約28万円ということで、4点合計で約244万円の試算となります。あくまでも、令和4年度の課税ベースにおける概算というところで把握いただけたらと思います。また、法隆寺インター北側の土地以外につきましては、小規模住宅用地、一般的な戸建ての家というようなイメージでの試算となっているとこ

ろも、併せてご了承お願いいたします。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 現時点で、固定資産税は、合計は約244万円、5年たったら1,000万円を超えます。特に今説明がありましたバイオレット跡地、年間で約180万円の固定資産税が見込めるということなので、早急に売却を進めてください。

なお、町長には、もっと経営感覚を持って行政運営を進めてください。

そうしたら、続いて町有地の売却に至る一連の手續の流れと土地の鑑定評価、これをどのようにされているのか、お答えいただけますか。

○管財課長（植田秀紀） 議長。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） 土地の売却の手續でございますが、売却の土地を決定し、境界確定、測量、不動産鑑定を行い、土地有効活用検討委員会にかけて処分を決定して、町有財産売却等処分審査委員会を経て入札等の売却手續を行い契約を行った後、入金確定後に、登記承諾書を発行して、移転登記というような流れになります。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 土地の鑑定評価はどうされるんですか。

○管財課長（植田秀紀） 議長。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） 一般的には、売却土地を決定したときに鑑定評価を行います。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） その鑑定評価をするのは、課長がするんですか、プロがするんですか、お答えください。

○管財課長（植田秀紀） 議長。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） 不動産鑑定士のほうにお願いして鑑定を行っていただきます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） これ、森友学園とかの問題もあるので、これを一応上げているんですが、そうしたら、不動産鑑定士の選任方法、それと案件ごとに毎回選任されているのか、お答えください。

○管財課長（植田秀紀） はい。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） 鑑定評価の選任についてですけれども、通常は、本町の状況や内容をよく把握していただいている実績のあるところと契約により行っているところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、町長に質問しますけれども、普通財産の売却や活用について、町民の意見はどのように反映されていますか、お答えください。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 直接町民の方に何う、そういう場は持っておりませんが、いろいろな方と個別にお話をしたときに、早く収入の面でしっかり確保するというのと、それを有効的にまた使う、また貸していくとか、いろいろな方法をとにかく取るようにということのお話はかなり聞いております。そういう意味で、先ほど申し上げましたけれども、とにかく早く売るように言っているんですけれども、なかなか実態として、さっきいろんな面でちょっと質問していただきましたけれども、まだまだ前向きにというか動いていく部分が、弱い部分もございますので、そこをしっかりとまたやっていきたいと思っております。

私も議員時代、旧広瀬台保育所のそういう会議に参加させてもらって、ある程度いろんな、その中でも議論いたしました。多分さっきおっしゃっていた土地の値段を決めるのにも、3つぐらいのそういう鑑定基準があったかなと思っております。そういう部分で、柔軟に、どういものが一番いいのかなということをごちからから提示させてもらって、その方向性の値段でどんどん話を進めていくとか、そういうことをした中で、申出がなかった場合は、また再検討するとか、そういういろんな手を使う必要があるかなということをお考え

ておりますので、そういう観点でお答えさせていただきます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。町の財産は、ひとしく町民の財産でもあるので、今後は、大きな土地の処分は、町民の意見も参考にしていくべきやと考えます。

では、売却するに当たって、議会の議決を必要とする土地の予定価格と面積は何平米以上ですか、お答えください。

○管財課長（植田秀紀） 議長。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） 土地については、5,000平米以上ということになっております。予定価格は、700万円以上となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、現状では、予定価格が700万円以上、もしくは面積が5,000平米以上の場合は議会の議決が必要となっておりますが、言い方を変えれば、この基準未満の土地は、議会のチェックなしで行政が好きなように処分できることとなります。

質問します。

予定価格と面積基準を下げる条例改正というのはできますか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 条例の改正という部分ではなく、当然その予算の中で、歳入の部分でその土地の売払いということを計上させていただきますので、その中で、議会で審議をしていただくということになるかと思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） より透明性の高い行政運営のために、できるのであれば、条例改正をちょっと検討してみてください。

では、道路や学校などの行政財産におきましては、未登記の問題がありましたので、全ての土地について、3点質問します。

1点目、所有権は全て河合町で登記されていますか。一部個人や法人名義で残っていると

ころはありますか。

2点目、測量は全て完了していますか。登記簿の面積と現地の面積は全て合致していますか。

3点目、全ての土地は建築基準法上の道路に接していますか。

以上、3点お答えください。

○管財課長（植田秀紀） はい。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） 現時点ではできていない箇所もありますが、管理上必要であると認識しておりますので、早期に整備対応していきたいと考えております。

それから、全ての土地がいわゆる道路に接道しているというわけではございません。接道していない部分もございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 市街化区域の土地であっても、建築基準法上が道路に接していないような土地に家は建てられません。ここが一番問題点で、町はこのような土地を今後どのように活用されていくのか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 今議員がおっしゃるように、道路に面していないという部分になりましたら、やはり売却の部分は困難というところがございます。ただ、隣接している部分での売却という形の部分は検討しなければいけないのかなというふうには思います。それと、あと個人に売却というのは難しいというところがあった場合には、例えば自治体等での利用というのも当然方針の中にもうたっておりますので、その辺のところの検討というのもしていくのがいいのかなというふうには思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 2万坪もあるのやから、なかなかそこまでは町は活用できないと思いますよ。それと、河合町という自治体が所有する土地について、いまだに一部は測量や登記ができていないことは、これ、明らかに行政の職務怠慢としか言いようがありません。

町長に質問します。

測量や登記ができていない土地は、令和4年度中に測量や登記を完了されますか、お答えください。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 全てができるとはここではお約束できないんですけども、ただ、少しずつやれるところからやっていくというのが私たちの仕事かなと思っておりますので、またできるところをしっかりとやりまして、またご報告させていただくということでよろしく願いいたします。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 町長、はっきり言って、やる気だけの問題です、これ。何も難しい話ではありません。

続きまして、そうしたら、市街化調整区域の土地について質問します。

市街化調整区域の土地を田、畑、山林として活用するのは、これ、特に問題はありませんが、建物を建てるとなると、基本的には、都市計画法上、農家住宅以外の利用が難しく、ほとんどは青空駐車場や青空資材置場としての利用に限定されます。そのため、市街化区域に比べ、はるかに売買は難しいですが、町として、市街化調整区域の土地はどのような活用方法を考えておられますか、お答えください。

○管財課長（植田秀紀） 議長。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） 市街化調整区域の土地についても、できるだけ、例えばその地域の方の役に立つような、活性化に役に立つような方法などを検討、協議してまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、市街化調整区域の土地を無償で貸してほしいなど、地元からの要望は過去にありましたか、お答えください。

○管財課長（植田秀紀） 議長。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） ちょっと過去の要望について把握していないところはございますが、

私が4月から担当させていただいた後は、そういった要望はなかったように思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、今後地元から要望が出てきたときは、どのように対応されますか、お答えください。

○管財課長（植田秀紀） 議長。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） 今後については、地域での活用や活性化につながるものとして、要望等ご相談があった場合には、最適な活用方法を検討、協議してまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 地域活性のために地域に役立つ方向で取組を考えていくということですが、人口減少や少子高齢化によって、地域コミュニティの機能は弱まり、地域からにぎわいや愛着が失われつつあります。また、祭りなど地域文化の衰退や空き家等も最近が目立つようになってきました。これからは、地域では、思っているのは、行政は当てにせず、自分たちの地域は自分たちで守る以外に方法はないのかなど。今地域に何が一番必要かは、地域に暮らす人たちが一番よく知っています。

ここで、町長に質問します。

地元要望があったときは、佐味田保育所跡地を、耐震ができていない保育所の建物を解体して、更地にした状態で地元は無償で貸し出していただけることは検討してもらえますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 佐味田保育所の跡地につきましては、ちょっと駐車場の関係かなと思うんですけども、ちょっと広場を広げるということで、担当課のほうからそういう話は聞いております。地元で協力するということも聞いております。今保育所のことについて、ちょっと今初めてお聞きしましたので、またこちらのほうで、どういう中身がしっかり担当のほうと検討させていただいて、本当にできるかどうか、それをしっかり確認してまいりたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 先ほど担当課長のほうからも、地域のためにあればというお話があったので、また地元要望が出たときはちょっと考えていただきたい。というのは、佐味田保育所は、平成20年3月の閉鎖以降10年以上地域活動に役立てられることもなく、現在も空き家状態で、一部役場の災害用物資の保管に利用されているだけです。地元は無償で貸し出すことで、あとは地元のほうで高齢者の居場所づくりや地域と子供との触れ合いの場など、地元の実情に合った取組を進めることができます。そして、もし佐味田保育所の活用で、地域の活性化など一定の成果が出れば、今後他の地域においても、その活用方法は参考になると考えますので、よろしくをお願いします。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 今言っていた内容でというか、ちょっと今お聞きしましたので、また自治会ともいろんな話というか意見交流もさせてもらって、最適な方法をこっちのほうでも見つけてまいりたいと思います。さっきおっしゃったように、本当に地域の方は、そこに住んでやっぱりよかったとか、そこでつながりを強化するということは本当に必要かなど私は思っておりますので、そういう方向性で検討させていただきます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。

では、続きまして、住宅地の地価の下落について質問します。

令和4年度地価公示において、河合町全体の住宅地価の下落は、県内市町村の中で河合町は3番目に高くなっています。

町長に質問します。

なぜ河合町の地価下落率がこれほど高いのか、その原因についてどのように考えておられますか、お答えください。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 今ご指摘の点につきまして、今まで河合町が発展してきました。そういう流れを見てみたんですけれども、やはり人口というのは、西大和ニュータウンを中心に開発された、それ以降ほとんど人口が減ることなく増えてきたと思っております。私も含めて

町内で高齢化がかなり、高齢化率が高まってまいりました。そういう部分で、人口というか減ってくるのかな。河合町だけと違って、県内の類似団体というか減っているところのそういう資料も確認させていただきました。そうしたら、今言いましたようなことが共通してまして、多分4町か5町ぐらいが同じような課題を持っているかなということで認識しております。あと、細かい点につきましてはまたいろいろあると思うんですけども、総体として見ましたら、そういう部分が一番大きいかなと思っています。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 私としては、イオン撤退による影響によって河合町は下がっていると思うんですけども、そもそも河合町というのは、住みやすい魅力あるまちづくりというのを真剣に取り組んでこられなかった。それが今回の地価下落につながっているのかなと、私はそう思います。あと、土地の価格、いわゆる地下を判断する物差しとして、毎年1月1日を基準日として国が行う地価公示と毎年7月1日を基準日として奈良県知事が行う地価調査があります。地価の動きは、自治体の行財政運営に少なからず影響及ぼします。令和4年度地価公示では県内のほとんどの自治体で住宅地の地価は下落していますが、河合町で特に問題となるのは、常に奈良県平均の下落率を上回っているところです。

質問します。

平成31年に、清原町長が町長に就任されて以降、令和2年度から4年度までの3年間で星和台1丁目の住宅地の地価がどれぐらい下落しているのか、税務課の課長でもお答えできますか。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） すみません、地価公示価格の下落幅ということでよろしかったでしょうか、すみません。町長が就任された平成31年1月1日時点の星和台の価格と現在令和4年1月1日の星和台1丁目の価格の差でございますが、平米当たりで7,900円の減少となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、坪当たりで幾らぐらいになりますか、3年間で。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 坪でございますので、7,900円掛ける3.3ということで、2万6,070円でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） ということは、3年間で坪で2万6,070円下落しているということは、仮に100坪の土地を持っておられる方であれば、僅か3年間で土地の価格が260万7,000円下がったこととなります。これはすごいことだと思われませんか、お答えください。

○企画部長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 地価の下落はいろんな要因があると思います。西大和ニュータウンというのが開発されて、多くの住民の方が移住していただいて、その方々とともに、都市自体が高齢化してしまったという現状があるのかなと思っています。先ほど町長の答弁にもありましたように、令和4年の奈良県の地価公示を見ますと、住宅地の変動率で下落率が2%以上の市町は、河合町を含めて7団体ございます。そのうち、それらの団体の高齢化率というのを見ますと、やはり35%以上と、山間部を除いたほかの市町より非常に高い傾向にあると。例えば西大和ニュータウン、河合、上牧両町にまたがっております。大淀町さんにある南大和ニュータウン、そういったところも、新しい住宅が開発されて数十年経過しております。成熟した地域という共通の特徴がございまして、そういうところは、先ほど言いましたように、都市の老いというのが下落に非常に関係しているのかなというふうに分析しているところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。そういった分析をもっと以前からやっておくと駄目なんです、河合町は。先ほど一番最初の答弁でもあまりやっていなかったということですけども、これ10年前の平成25年から見ても、常に河合町は県内市町村の平均下落率を上回っています。

そうしたら、今いろいろな原因は言っていただきましたけれども、そうしたらどんな対策をすれば、少しでも地価の下落が抑えられるとか考えておられますか、お答えください。

○企画部長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 転入転出に際して、住民の方々にいろいろアンケートを取っております。その中で、住んでみたいという条件として一番挙げられているのが、交通の利便性がいいと。それと、生活利便施設が近くにある。それから安心安全という、こういうキーワードが出てまいります。そういったところを充実させていきたいなというふうに考えております。それと、若い世代にやはり転入していただきたいという思いがございますので、子育て、子育て環境、それから教育の充実、そういったところを重点的に進めてまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 大体民間調査でも同じような答えです。ただ、最近、長く住むための基準に、市町村が抱える借金も判断基準になっているということはお存じですか。

○企画部長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） その辺については、ちょっと認識してございません。

○5番（中山義英） そうしたら、続きまして、地価の大幅な下落が続けば、将来河合町にどのような現象が起こるかを想定されていますか、お答えください。

○企画部長（森嶋雅也） はい。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 最悪のシナリオといえますか、やはり人の流れがストップすると。少子高齢化の進展により税収等の減少、また社会保障関連経費の増加というのが行財政運営を圧迫してくるのではないかと考えております。その結果、行政サービスの質の低下、そういったことにつながるのではないかと考えております。そういうことにならないように、負のスパイラルをどこかで打ち切らないといけないという考えを持っております。町の特性、また新しい生活様式も反映しながら、住民ファーストという視点に立って取組を展開してまいりたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） よく分かっておられるので、言っているだけとちがって動いてください。それでは、地下の下落というのは、令和4年度の固定資産税収入にどのような影響を及ぼ

しているのか、お答えいただけますか。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） 令和4年度の固定資産税への影響というところでございますが、予算委員会でも同様のご質問をいただきまして、そのとおりの回答となりますが、前年度と比較して、土地に対する税収として約780万円の減少となっております。また、納税義務者については、約6,300人となっております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 今おっしゃられたように、令和4年度当初予算において、土地に係る固定資産税収入は、前年に比べて約780万円減っています。大きな災害も発生していないのに納税義務者の半分近くが前年度に比べて固定資産税が減っている、こういった例というのは、私はあまり聞いたことがありません。河合町だけかなと思います。

そうしたら、町長に改めて質問します。

ここ数年、北葛4町の中でも河合町の地価が一番下落しているのは、ほかの3町と比べて、私は、河合町は魅力に欠けるところがあるから下がっているのかなと。町長はどのように思われますか、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 今議員おっしゃったように、長年の流れの中で、確かに魅力度というかなんか下がりたりとか、町民の方にとって河合町のよさというか、認識していただくというか、そういう場面が少なかったように思っています。そういうことで、職員ともいろいろ議論している中では、河合町の魅力アップに向けまして、先ほども出ていましたけれども、交通の便は、駅が3つあったりとか、それから法隆寺インターもございます。それから、都心に近いというか、家に帰れば、近くに馬見丘陵公園なり、それから歴史遺産として古墳があったり、そういう自然豊かな中で暮らせるとか、それからあと、安心安全なそういう場所、これから内水対策もしていくわけですが、総体的に割と安心安全に暮らせる、そういうまちとか、それから、ここ一、二年というか、町民の方もまちづくりに参加しておるということで、パートナー制度ですか、そういうやつとか、それから、地元の大きな企業も、河合町の

子育て、教育についてはいろいろ協力していこうということで、ヒラノテクシードさんとか、そういう部分で若干情報発信もしてきましたので、今までと違って、そういう面も少しずつ認識されてきたのかな。

ちょうど、この間担当課と調べましたら、自然死はどうもできないんですけれども、5年前の平成29年度の社会増減というか、そのときは、多分年間でマイナス113人。こういうような取組を少しずつすることで、令和3年度のマイナスが23人ということで、まだまだプラスに転化できていない、そういう部分はあるんですけれども、若干そういう流れを止める。1年間の中でも、役場の入り口に人口の動向表があるんですけれども、毎回部課長会とかでも確認しておりますが、年に3回、3か月か4か月ぐらいはちょっとプラスになる、そういうところも出てまいりましたので、地道にというか、河合町の魅力発信につきまして、しっかり頑張っていく必要があるのかな。先ほど午前中の一般質問もございましたけれども、そういうこと以外でも、やはり協力なりすれば、修学前のそういう子育て環境になり、もろもろのやつがうまく、点でなくて結びつくようにはまた努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。先ほど部長のほうからも交通の利便性とか言っておられましたけれども、確かに大阪、奈良へのアクセスが便利。でも、河合町はセールスが下手なんです。ほかの自治体はそんなの思っていない。それと、私はやっぱり生活の利便性、これが大事かなと、一番。これ、上牧町と比較しますと、町長、よく聞いてくださいね、スーパーの数、入院できる医療機関の数、コンビニの数、大型電気店の数、これだけ比較するだけでも河合町は負けています。ということは、上牧のほうが生活の利便性はいいように思うわけです。だから、河合町には来ないんです。そこだけとらまえても負けているでしょう。勝っていますか。入院できる医療機関が河合町にはないですもん。そういうところから見ていかないと、やはりほかの自治体と比べて、何で河合町は下がるねんというのはそこなんですわ。上牧町は駅がないですやん。でも、河合町は3駅あるけれども、そこへ行くまでのバスはありますか、これ。池部へ行くまでのバス。昔はありましたやん、町長が小さいとき、我々のとき。でも、今はないですやん。そういう交通の利便性も、ほんまはいいことないですよ、河合町。それで、確かに馬見丘陵公園もある、古墳もある、こういうのをどんどんどんどん大阪へアピールせなあきません。セールスが下手ですもん、河合町。黙

っていても人なんて来ません。

そうしたら、町長に改めて質問します。

住宅地の地価の下落は、これ、申し訳ないですけども、清原町長時代に急激に拡大しています。清原町長は、町長就任後、地価の下落を少しでも食い止めるために、一生懸命魅力あるまちづくりに取り組まれてきましたか、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 先ほど申し上げましたけれども、河合愛AI構想というか、できるところからやるということでやってきたように思っております。先ほど議員もおっしゃったように、西大和なんかではイオンが撤退するという、そういう大きな事象もございました。老朽化による、そういう部分で撤退されて、昨年7月いっばいで撤退された、そういうこともすごく大きな要因になっているかなと思っております。それを防ぐために、昨年度、こちらもかなり水面下のほうで、いろんなどころと、担当部、担当課のほうでちょっと交渉に行ってもらったりとか、いろんなそういう会社呼びかけをさせていただいて、何とか今年度の初めから解体作業に入りたいとか、ここは多分2年か3年ぐらいで新しい施設ができるということで、そういう変化も見えてまいりましたので、またそれをちょっとここにも入れてまちづくり、先ほどおっしゃっていただいたように、やっぱり元気のあるまちづくりをしないと。さっき議員もほとんど詳しく調べていただいたと思うんですけども、他町に比べてそういう部分、医療の大きな病院とかコンビニとか、それからそういうスーパーとかいろんな面で河合町は不足していることが実際にございます。だから、そういう部分もしっかり視点に入れまして、まちづくりとか訴えていきたいなと思います。

ただ、一番思いますのが、本当に自然がすごくあるというか、さっき宣伝が下手ということをおっしゃっていた。確かにそうやと思います。こんな住みやすいとかそういうところはございませんので、もっともっと大阪とかいろんなところに、河合町はこういう町なんだよということで訴えていくとか。いつも残念やなと思うのは、法隆寺インターチェンジを、もうほとんどの方が斑鳩町のやと思っておられて、斑鳩町の利便性を感じられる、そういう人が県内でもほとんどです。それから、西大和学園も今有名な私立校になったんですけども、あれも王寺町やとみんな思っておられまして、河合町のそういうよさを全然知っていただいていないので、その部分も少しずつ訴えている状況でございます。西大和学園があるからどうこうじゃないんですけども、正しく河合町のことを知ってもらおうということ

で、またしっかり、議員おっしゃったように情報発信いたしますので、よろしくお願いいたします。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） ありがとうございます。町長、なかなか自分からあまり進んでしゃべれないので、今こうやって町長の思いというのが聞けました。ただ、一生懸命取り組んでおられると、その情熱が職員に伝わっていますか、町長、お答えください。今こう聞いたら町長の情熱は分かるけれども、職員に私は伝わっていないように思うんですけれども、町長の情熱が。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 今おっしゃったとおり、自分の思いはある程度しっかりしているんですけれども、あと職員とゆっくり話す時間というのは、部課長会とか3役部長会とかそういう部分で、こういうような町にしていこうとか、ある程度提案とか、それから意識改革に向けてまして、住民さんと対応するときの心構えとか気構えとか、こちらのほうから訓示というか提案しているんですけれども、今おっしゃった部分、まだまだ正直伝わっていない部分はあると思います。そういう部分で、また強く、職員にも、こんな町になるんだよ。昨年場合は、多分3年未満ぐらいの職員を中心に、町長室で、10日前後、グループに分かれて、こちらの思いとか、職員の思いも意見交流したんですけれども、またそういう場も本年度もまた計画させていただいて、こちらの意図が職員に伝わるようにはまたしていきたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。残り4分。

○5番（中山義英） 私が考える魅力ある町とは、地域をよりよくしたいという意思を持った住民と、住民のニーズを積極的に広げようとする自治体職員がいれば、住みやすい、魅力ある町の形はおのずとついてくると考えます。

町長に質問します。

河合町では、そういった職員の人材育成はどのようにされていますか。先ほど町長室で話をしたということはありませんけれども、お答えください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 一応担当課と話をしましたら、年間のそういう研修計画にのっとって研修をすとか、それごとに県のほうのそういう研修会にも参加したり、また職員に、河合町の役場以外の実態も知ってもらおうということで、毎年県庁のほうにも職員を派遣させていただいて、そういう県の動きも勉強して、また戻ってきたら、河合町の中でそれを生かすという、そういうような感じで今しております。ただし、研修につきましては、どんどんどんどん強化していくということが必要になってくると思いますので、その点、しっかりというか強化して、それから本当に河合町民のためにしっかり働いていけるというか、そういう職員を育成していきたいと思います。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） いかに立派な計画があっても、最後はそれを実行する職員の存在に尽きるので、今後はそういった人材育成というのに力を入れてください。

一応また町長に質問します。

このままでは、今年7月1日の地価調査で、また河合町の地価下落率が県内のワースト10位以内に入ったらどうされますか、お答えください。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 今議員のお答えで、そうならないようにというか、いろんな面で努力をしているわけですが、もしその数字につきまして、もしそういうような場合、しっかりと謙虚にその数字と向き合っ、それを改善するように、職員なり、それから地域の中でももっと希望も出るというか、そういうことでは努力していかないといけないのかなと思っております。私が議員時代からずっと感じていましたのは、その前からちょっと河合町の空気がすごく暗いというか、ちょっとそういう部分の意識がございましたので、空気を変えろというか、少しずつはちょっと変わってきていると思うんですけども、とにかくいい情報発信をしながら、そういう部分を変えながら、みんなでこのまちをよくしていくということで頑張っていきたいと思っております。そういう数字については、しっかりと向き合っ、まいりたいと思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中山議員。

○5番（中山義英） 住宅地の地価というのは、自治体の魅力を示す一つの私はバロメーターかなと考えています。これ以上住宅地の地価が下がらないように、先ほどから言われている河合町の魅力を高める取組をいっぱいやってください。それで、できるだけ町長の熱意、情熱が職員に伝わるように。本当に、今こうやって町長の話の話を聞いたら、町長がこういう思い、熱い思いを持っているんやと分かるんやけれども、ふだん大人しいから、伝わっているのかなど。やっぱりそれが人みんなに伝わるように人材育成もやりながら行ってください。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（谷本昌弘） これにて、中山義英議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。再開は13時30分から再開します。

休憩 午後 0時24分

再開 午後 1時30分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◇ 坂 本 博 道

○議長（谷本昌弘） 8番目に、坂本博道議員、登壇の上、質問願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

（6番 坂本博道 登壇）

○6番（坂本博道） 議席番号6番、坂本博道です。

質問通告書に基づき、大きく3点について質問します。

第1に、開発行政について伺います。

河合町の発展と住民福祉の向上のために必要な開発を進めるべきだと考えております。ただし、良好な住環境の維持、保全を図り、周辺住民との調和を大切に、住みよい河合町にするために、開発行為に対して町行政の役割は重要です。

以下、質問します。

1、開発許可と宅地造成許可の違いは何でしょうか。

2、開発許可申請と宅地造成許可申請で、準備すべきプロセスでの大きな違いは何でしょうか。河合町の開発指導要綱にある事前協議で違いはあるのでしょうか。

3、駐車場や資材置場等の目的で宅地造成許可申請をして、造成工事終了後、一定の期間を経て建築物を建てる場合などは、開発許可との関係でどのように対応しているのでしょうか。

4、地域住民や隣地などとの関係で不具合が生じた場合、町としてどのような対応、関わりをするのでしょうか。

以上を踏まえて、具体的な事例で質問します。

穴闇地域の佐味田川東側、天理・王寺線南側で進められている大規模開発について、何ができるのか、地元の説明もない、山を崩しているが、保水力などへの影響など大丈夫か、もし商業施設なら交通安全対策など大丈夫かなどの声も聞きます。

以下の点について質問します。

①平成30年に当該地域が開発面積9,200平米の開発行為許可がなされ、その後、変更されて、令和3年に面積1万4,500平米の宅地造成許可が出されております。町として、それぞれどのような事前協議がなされているのでしょうか。

②現在の宅地造成の目的は資材置場となっているが、広大な面積であり、周辺環境への影響も予想され、どのような資材を予定しているなど、町として確認する必要があるのではないのでしょうか。

③宅地造成後、何らかの建築物が建つとなると、開発許可は必要ないのでしょうか。また、町としてチェックや関わりはどのようなのでしょうか。

④隣地境界との関係で問題が生じていないのでしょうか。隣地所有者から町の介入を求められたら対応できるのでしょうか。

大きな2番目に、住民の移動手段の充実について伺います。

住民の移動手段の充実はまちづくりの土台です。高齢社会の下で一層重要であり、その改善を継続的に進めることが必要です。そのため、コミュニティバス方式とともにドアツードア方式を強めることがやはり重要です。

以下、質問します。

1、福祉有償運送事業の利用状況、過去2年間の実績と特徴、また改善要望はどうなっているのでしょうか。

2、福祉有償運送事業の町外送迎先の拡大を進められないか。この件について、社協だより令和3年10月号で1年後の見直しが提起されていますが、どのように進める予定でしょうか。

3、障害者の移動を支援する福祉施策として、多くの自治体で実施している福祉タクシー利用料金助成制度を実施してはどうでしょうか。

4、ドアツードア方式の改善のために、制度上制約のある福祉有償運送事業をベースにししながら、町の事業として拡大できないでしょうか。また、いろいろな方式も含め、ドアツードアの方式を検討、研究できないでしょうか。

大きな第3に、災害対策の継続課題について伺います。

災害対策のソフト的分野の準備を継続して進めることが住民の命を守るために重要です。この間、提起しております次の2点の進捗状況と、今後の取組について質問します。

1、全住民への情報伝達手段について、メール、電話、ファクスの登録状況及び令和3年9月との比較で増減はどうなっているでしょうか。戸別受信機など、直接全戸への情報伝達手段の取組はどのようになっているでしょうか。また、今後どのように進める方針でしょうか。

2、地区防災計画の策定状況はどうでしょうか。避難要支援者の現時点での登録状況と対応の具体化はどうなっているでしょうか。それぞれ、今年度どこまで進める方針でしょうか。

なお、再質問は自席にて行わせていただきます。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 開発行政についてとして、5項目、ご質問いただきましたので、順に答弁させていただきます。

1つ目といたしまして、開発許可と宅造許可の違いについてでございます。

開発行為とは、都市計画法第4条第12項に定義されており、主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更でございます。開発行為を行おうとする者は、同法第29条第1項の規定に基づき許可を受けなければならないとされており、例えば市街区域内では、開発行為を行う土地の面積が500平方メートル以上であれば開発許可が必要となります。

宅地造成とは、宅地造成等規制法第2条第2項に定義されており、宅地以外の土地を宅地にするため、または宅地において行う土地の形質の変更で、政令で定めるものをいいます。

宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事について、造成主は同法第8条第1項の規定により許可を受けなければならないとされております。例えば宅地造成規制区域内では、資材置場等建築物の建築の用に供する目的がなくても、政令で定める一定規模の造成があれば許可が必要となります。

2つ目、準備すべきプロセス、町との事前協議の違いでございます。

開発行為は、河合町開発行為に関する指導要綱に基づき事前に協議を行います。開発行為により道路、下水道、公園などの公共施設が新たに整備され、施設の移管や、その用地の帰属について、町の関係する課と事前に協議を行う手続きを設けております。

一方、宅地造成は、災害の防止のための規制で、技術基準により許可権者が指導及び許可を行うため、事前協議の手続きは設けておりません。しかし、町へ申請書が提出された際には、雨水排水について申請地を含む集水範囲の雨水が下流に及ぼす影響を考慮するよう、申請者へは指導しております。

3つ目、宅地造成後の建築物を建てる場合の対応でございます。

宅地造成に関する工事の完了後、新たな土地利用計画が開発行為に該当する場合は、河合町開発行為に関する指導要綱に基づき事前協議を行います。協議が完了すれば、開発許可申請手続きが行われることとなります。

4つ目、地域住民や隣地との不具合における町の関わり方でございます。

隣接住民や隣接土地所有者から苦情や相談があった場合は、制度の説明や助言など、丁寧な対応に努めております。その上で、行為者に対して指導、または許可権者へ行為者に指導するよう依頼しております。

5つ目は、具体の事例について4つ答弁いたします。

1つ目、平成30年に許可となった開発行為と、令和3年に許可となった宅地造成における各事前協議についてでございます。

平成30年に許可となった開発行為は、一戸建て専用住宅として新たに設置される公共施設などについて要綱に基づく協議を行っております。

また、令和3年に許可となった宅地造成については、雨水排水が一旦調整池に貯留され、河川に問題なく放流される計画となっていたため、土地利用に問題ないとして奈良県に副申することといたしました。

2つ目、資材置場として予定されている資材についてでございます。

資材置場の内容については、可能な限り把握に努めております。

3つ目、宅地造成後、建築物が建築される場合、開発許可の要否と、町としてのチェックや関わり方についてでございます。

開発行為に該当するか否かの判断は、開発許可権者である奈良県が行います。新たな土地利用が開発行為に該当する場合は、河合町開発行為に関する指導要綱に基づき事前協議を行うこととなります。

4つ目、隣地境界で問題が生じていないか、そして隣地所有者から町の介入を求められた場合の対応でございます。

まず、紛争の有無については答弁を控えさせていただきたいと思っております。

隣地住民や土地所有者から苦情や相談があった場合は、制度の説明や助言など、丁寧な対応に努めております。その上で、行為者に対して指導、または許可権者へ行為者に指導するよう依頼しているところでございます。

以上でございます。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 浦課長。

○福祉政策課長（浦 達三） 私のほうから、2番の住民の移動手段の充実について、ご答弁のほうさせていただきたいと思っております。

まず、最初の1番なんですけれども、福祉有償運送事業の利用状況、過去2年間の実績と特徴、改善要望はどうなっているかのご質問ですが、福祉有償運送事業は各事業所が実施主体として運営しており、河合町が直接委託している事業ではございませんので、調査できた範囲内でお答えさせていただきます。

社会福祉協議会が実施しております。実績につきましては、令和2年度、年間延べ3,406人が利用しております。特徴としましては、通院利用が2,916人、買物の利用が490人となっております。令和3年度、年間延べ数3,928人が利用しております。特徴としましては、通院利用が3,254人、買物利用が674人となっております。

改善要望等については逐次対応しているということなんですけれども、他団体の事業であるため、利用者がどういったことを要望されているかというのは、こちらでは不明となっております。

2番の福祉有償運送での町外送迎先の拡大を進められないか、社協だよりで1年後の見直しが提起されているが、どう進める予定かのご質問ですが、こちらにつきましても、社会福祉協議会に確認させていただいたところ、利用者の意向調査をした結果、町内施設で必要

なものをそろえることが可能として、買物についての町外送迎先の拡大はしないと決まりました。通院につきましては県内での対応をさせていただいております。1年後の見直しについては、まだ案の段階であり、具体的には決定していないとのことです。

ご提案、ご質問等はあると思うんですけれども、こちらにつきましては、あくまでも社会福祉協議会の事業でございますので、そちらにお問合せしていただくことしかできないかと思えます。

3番の障害者の移動を支援する福祉施策として、多くの自治体で実施している福祉タクシー利用料金助成制度を実施してみてもどうかのご質問なんですけれども、こちらにつきましても、タクシー業界自体が独自でタクシーの割引をしていることや、河合町では社会福祉協議会が福祉有償運送を実施しており、障害者を対象として日常の移動を支援していることから、障害施策としては対応を考えておりません。

4番のドア・ツー・ドア方式の改善のための、制度上、制約のある福祉有償運送事業をベースにしながら、町の事業として拡大できないかのご質問なんですけれども、こちらにつきましては、福祉有償運送事業はタクシー等の公共交通機関によって、要介護、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に限り、協議を得た上で実施できる事業でございます。対象者を増やす等は、民業圧迫の問題もあり、これ以上の拡大はできないと考えております。

社会福祉協議会としては、付添いサービスであったり、生活支援ボランティアの創出に現在取り組んでおりますので、住民主体の活動から移動問題を解決できるよう、現在研究しているとのことです。

以上です。

○安心安全推進課長（川村大輔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 川村課長。

○安心安全推進課長（川村大輔） 私のほうから、3点目の災害対策の継続課題についてお答えします。

登録状況についてですが、令和3年9月では3,513件でございます。令和4年5月については3,533件ということで、20件増となっております。

情報伝達手段として、防災無線、デジタル化整備を行い、メール、登録電話、ファックス、聞き直し電話サービスといった整備を行いました。また、今回聞き直し電話サービスについては、フリーダイヤル化することで住民への負担軽減を図り、情報にアクセスしやすい環境

を提供いたしました。専用電話にダイヤルいただくことで、災害時における情報伝達をより確実にすることができると期待しております。また、NTTと災害時に使用できる避難所特設公衆電話についても、長楽、市場に設置しております。これらのツールをご利用いただくことで情報伝達したいと考えており、戸別受信機設置に関しましては、現在のところ配置の予定はございません。また、メール等登録者数を増やすため、引き続き登録説明会の開催に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地区防災計画の策定状況、避難行動要支援者の登録、今後の方針についてなんですけれども、薬井地区の地区防災計画については令和4年4月1日に計画策定となっており、引き続き浸水想定区域を優先に地区防災計画策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。避難行動要支援者につきましては、現在3,537名を把握して、関係部署と情報共有を図り、有事の際はそれを活用し、総代、自治会長、自主防災会、消防団、民生児童委員等にご協力いただきつつ対応を考えております。今後は、平時でも支援者に情報を共有していただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、一番初めの開発行為に関して再質問させていただきます。

先ほどの説明にもありましたが、そういう意味では、開発行為というのは、私の理解としても、いわば初めからなると、建物を建てるために未整備の土地を宅地用の土地に整備をして、そして土地の区画をつくり、変更、また切土・盛土を行って土地の形状を変更して、土地の性質も変更していく、そういういわば工事を行って、そして建物を建てるというプロセスかなと思います。

そういう点で見たときに、宅地造成というのは一応この開発行為のプロセスの一部というふうに理解をするんですが、そのように考えてもよいでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議員おっしゃっていただいたとおり、開発行為の中で造成行為が行われる、形質の変更が行われるということで、宅地造成規制区域内における開発行為は、宅造も併せて階層的な申請となっております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点で見たときに、あえて今開発行為と、それから宅地造成と、確かに分けて手続をするわけなんですけど、しかし、これがやはり許可すること、特に周辺との関係や様々な問題考えたときに、一定その流れは含まれると考えるとすると、いわば開発許可申請の提出物と、確かに宅地造成の提出物違いますが、河合町の場合、この開発要綱の指導要綱の中で、とりわけ第5条のところでは、先ほどあった事前協議、そして自治会等のいわば同意書、また同意書が得られない場合は協議報告書も出してもらって、そういう手続をして、協議報告書となった場合には、町長は自治会等と開発者相互の合意形成を図るよう努めるといふように規定をされ、いわば町がそこにも関わるという中身を示していると思うんです。

ですから、これが基本的には開発許可のところではそうになっているが、いわば宅地造成ではそうっていないということになるんですけども、先ほど言ったように、流れの中で見たら宅地造成もその一つになるというふうに思うんです。そういう点で、宅地造成に当たっては開発許可申請で、先ほどあった事前協議とか自治会協議や同意を求めないというのはなぜでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） まず、都市計画法の基本理念というのが、農林業法との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びに、このためには適正な制限の下に土地の合理的な利用が図られるべきとされております。

また、宅地造成規制法は、宅地造成に伴う崖崩れ、または土砂の流出による災害の防止のため、必要な規制を行うことにより国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とされています。

このことから、開発行為は土地の合理的な利用が図られるように、その土地利用について町は事前協議の手続を設けております。宅地造成は、災害の防止のため、技術基準に適合しているかどうかというのを許可権者である奈良県が確認し、許可をするものでございます。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 都市計画法上の位置づけや、そういう感覚で見たときはそういうふうになると思うんですが、しかし、先ほどちょっと質問して答弁もありましたが、例えばこれが駐車場とか資材置場等の目的で宅地造成を行った後、一定の期間を経たら建築物を建てられる、ちまた的にはいわば何年かしたらということのをちょっと聞いたりはするんですけども、そうしたときに、先ほどの開発許可は、この要綱に基づいて必要な場合は開発許可を申請させるというふうに言っておられましたけれども、それはどういうとき、やはり開発許可の改めての申請が必要というふうになるのでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） そうですね、開発許可の要否につきましては、奈良県が判断させていただくことになると思います。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それで言えば、改めて建物を建てるとなったときは、その申請は町を通じて上がっていくとは思うんですが、それで県までいった段階で、改めて開発許可の申請が必要かどうかという判断となるというふうに理解していいのでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） まず開発行為を行う開発者なんですが、やはり事前に許可を受けるために奈良県のほうに相談に行きます。その相談の際に、その開発の要否判定というのを受けた上で、開発が必要であれば開発の許可申請を行うことになります。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その点で、宅地造成の場合にも、例えば先ほど聞きました、近隣のところの不具合とか、住民が聞いていないとかいうことになったりすることもある場合があると思いますが、この際にも、町は周辺住民への自治会への説明とか、または一定の合意形成とか必要な場合とか、そういうことは、今の時点では町としては求めているということなんでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） そうですね、宅地造成に限っては大小あります。1,000平米未満であったり、今議員おっしゃっていただいたように1万平米を超えるような案件もございます。そのいずれに至っても、地元、自治会等の同意を得るような指導のほうはしておりません。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） しかし、先ほどの答弁でもありましたが、宅地造成としても不具合がも発生した場合、これについて町のほうに何らかの苦情や、または訴えがされたときには、それには受け止めて一定の介入をするということになるということではないのでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、先ほど申し上げたとおり、例えば隣接者、あと地元自治会から苦情、騒音であったり、砂ぼこりがすごいんだというような苦情を受けましたら、やはり代理者、行為者に対して町からもお願いをさせていただくとともに、開発許可権者、宅地造成の許可権者、奈良県ですね、に行為者に対して指導するよう求めております。以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） このことを言うのは、やはり一定のものを建てるということ、当然、だからそれは必要なことやし、またそれは基本的には自由なことやと思うんですが、一定のルールの下で。その際に、こういう宅地造成、先して、資材置場とかにしておきながら、後で建築物を建てるというようなことになって、そのときに周辺への、いわばそういう開発許可を初めからやっていたら起こるような手続が意外となされない場合が多いというふうにも聞くので、そういう点では、やはり環境保全とか含めて、その地域の中でもその建物が有効に生かせるためにも、そのあたりについては、いわば宅地造成であっても一定しっかり対応するべきではないかというのが自分としては思っているんですが、そういう考え方として見たときに、事前のところでは一定のそういう申請があった段階で、注意とか指導とかすることは実際上できないということなんではないでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） やはり開発許可申請についても、宅地造成の許可申請についても、近隣であったり、地元と紛争、そういったものは好ましくありません。なので、事前相談来た際には、やはり町としても、開発者、宅造の行為者について指導は行っております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その上で、先ほど結構具体的な事例でお伺いしたんですが、その件についてももう少し伺いたいと思っております。

今、先ほど指摘した穴闇地域の、この区間で見たら一定大規模な造成になると思うんですが、その件について、いわば基になった資料としては、奈良県に対して行政文書開示で、宅地造成に関する工事の許可申請書及び、また河合町に対しては、資料請求として平成30年の開発行為許可と、それから令和3年の宅地造成に関する許可申請の事前協議に関する資料を頂きました。それを基にした上で少し尋ねたいと思います。

平成29年、平成30年、最初は許可になっていますけれども、住宅建設を目的とした開発許可申請の際は、事前協議で開発要綱に基づいて、地元大字自治会への説明や同意書の提出が求められ、実際に説明会も実施され、協議した内容の報告も提出されております。

しかし、令和3年になってからの資材置場等を目的とした宅地造成許可申請の際には、申請地面積が以前の9,200平米から1万4,500平米と1.5倍にも増えておりながら、事前協議の資料としては、先ほどありましたが、基本的にはない。ただ、添付文書としては、教育総務課の埋蔵文化財関係の、平成29年に行った際の、開発許可の際の協議文書というか、これが添付されておりましたが、こういうこと、同じところでありながらもこのように違うわけですが、これはだから宅地造成なので、そういうことを求めなかったということでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、そのとおりでございます。法の趣旨から添付は求めておりません。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただし、先ほど言いましたが、あの添付資料の中に、工事、いわゆる埋蔵文化財の発掘調査届を行為者はこの60日前までに求めるというふうになっておりましたけれども、これは実際に調査を行ったということなんでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 宅地造成の添付資料もそうですし、開発の添付資料もそうですが、奈良県が添付を求めているものでございます。なので、町が追加で添付を求めたものではございません。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ですから、そういう点では、今回の申請面積は1.5倍にも大きく増えたんですけれども、地元の自治会などへの説明とか、またそういう協議という場がないものですから、結局何ができるのかなとか、またあんな状況大丈夫かという不安の要因にもなっていると思うんです。

そういう点では、個別のケースになるかもしれないんですけれども、理解を深めるという点でいえば、特に同じ場所の想定ですから、こういう場合やはり一定しっかりと、もし不安に思うような声があれば、そういうことをするべきだというような指導というのは、これは申請が来た段階とかでできないものでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 窓口によりそういった相談来られる、この件に関してもそうですし、いろんなケースで窓口で相談に来られます。その際には、やはり極力情報をつかんで把握に努めております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その上で、この造成工事の中で、隣地所有者との関係で、造成の計画平

面図、これは先ほどの資料請求の中にも入っているんですけども、そういう中の切土の部分、こういう切土・盛土の計画の平面図ですが、その中で切土部分が明らかに隣地の境界線を越えているというふうな図面があり、そういう点で、実際その隣地の方がそのことに対して、非常に知らん間に削られるんじゃないかという不安も覚えているというような事例が実はありますが、そのことについては何か町のほうでも認知しておられるでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 先ほども申し上げたとおり、ちょっと個人の財産に関するようなことはお答えを控えさせていただきたいと思います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただ、この方の場合も、事業者にいろいろ言って、その図面そのものを修正して、絶対にここを越えてくれるなというような話をしているんですけども、なかなか明確になっていない。そして、県とか町にもこのことを訴えたりしたんですけども、特に町の場合は、許可権者としては県なので、これについては関われないというふうな返事をされて、非常にそういう点でも不安を持ったまま現在に至っているというふうに聞いております。

これについて、実際この平面図の場合も、まちづくり課の町の確認印も確かに押しているわけなんですけど、そういった上で許可になっているわけですけども、そのことに対して、これは違う、おかしいという声があったり、そういった不安があれば、町としてもやはりこれは受け止めて対応すべき事例ではないかとは思いますが、確かに個別の案件ということになるかもしれませんが、もしこれが一般例としてそういうことが訴えられたら、やはり対応すべきだと思いますが、どう考えるでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 開発の指導要綱第22条で「開発者は、開発行為に起因する紛争については、紛争の原因と解決方法を町長に報告し、誠意をもって開発者において解決するものとする」と規定しております。この要綱は開発者を対象としております。紛争とは2者以上のもめ事であり、当事者において解決するほかございません。開発者には紛争の相手方と誠意をもって向き合い、対応するよう要綱に定めております。

申請書に町の受付印が押印されている、図面等全てについて押印されているということなんですけれども、申請図書全てに町の受付印というのを実際押しております。その申請図書が適切に市町村及び土木事務所を経由し、許可権者、奈良県に同一の図書を各機関が保有することを目的に押印しております。

今後、町として、そういったお困りになられている近隣の方や周辺住民の方がやはり窓口によく来られます。やはり先ほど申し上げたように、砂ぼこりであったり、振動であったり、そういったことについては、やはり代理者というのは町も把握しておりますので、直接連絡して指導したり、また行為者に対して許可権者から強く指導していただくようなことはしております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、今回のような隣地境界に関わって工事の進め方に関わるような事例として、もし苦情やまた不安など訴えられたことがあったとき、それを町として確かにそのとおりと確認できれば、いわばそのことを通じて、何らかの対応を申請者もしくは県に対して行うことができるということとして受け止めてよろしいのでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） そのとおりでございます。これまでも、そういった丁寧な対応に努めてきたつもりでございます。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ぜひそういう点では今後とも、特に宅地造成の場合、先ほど言ったように隣地との関係で事前の説明とか、そしてまた同意もしくは合意形成というようなことについて、求めることになっていないということになっているのがいわば一つの要因にはなると思うんで、そういう点では、ケースによってはそういうことも含めて必要な指導をするということも、ぜひ考えていただきたいとは思っております。

その上で、例えば一般論ということでお尋ねしますけれども、こういう広大な宅地造成をした土地を他の業者に転売して、その上に建築物を建てるとすると、これは新たな開発とし

て大字自治会や近隣への説明、同意など、開発許可の手續なと思うんですが、そういうことというのは必要になってくるんでしょうか。また、どの段階で、町としてそこに何が建つのかということが分かるというふうになるんでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） まず、新たなその行為が、土地利用の計画が開発行為に該当する場合は開発の手續という形になります。開発の目的として、店舗というのであれば店舗が建つんだということが把握できるわけなんですけれども、やはり建物を建てる目的でその造成を行うというところで、その時点ではなかなか実際どういった店舗が建つのか、どこの会社が運営されるのかというのまでは把握はできませんが、できるだけ代理者に聞き取りなどをして把握には努めているところでございます。

また、実際にどういった店舗が建つことが把握できるかというのであれば、大きな建物、今の事例に挙げていただきました大きな造成区域の中で店舗が建つとなれば、それ相応の店舗が建つと考えられますので、大規模小売店舗立地法に基づく届出、こちらが奈良県のほうから意見照会があった際に把握することになると思います。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点で言うと、要は宅地造成から、それから一定期間たって建築物を建てるという形でいったときに、流れとしては本来同じなんですけど、実態としてはやっぱりその手續が非常に、特に近隣との同意や合意形成などについて緩くなるように思われるんですが、そのあたりは例えば、よく言われるんですけれども、宅地造成した後、何年ぐらいたったら、上、建物建てられるよみたいなことになるんでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 先ほども申し上げたとおり、奈良県により開発の要否というのは判断されます、まず。その中で建てられる時期というのは、明確には把握しておりません。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道）　そういう点では、一番近隣も含めて心配になったり、どうなるかということで見たとときに、要するに確かに何が建つのかなというたときに、それに対して把握と同時に一定必要なことがあれば、やっぱり気をつけてもらいたいこととか、要望とか出てくると思うんです、事前の話合いとかあれば。また同時に、一定建ち上がってるところでもそういうことが出てくると思うんですが、そういう点で、これも一応一般事例になりますが、先ほど確かに、もし商業施設とかが建設されるとなったときに、店舗面積が1,000平米を超えらるとなると大規模小売店舗立地法に基づく届出が必要になるだろうとは思いますが、そういう点で、この大規模店舗立地法に基づく届出というのはどういうものを求めており、同時に、町としてこれに対して一定の意見や物が言えるということになるんでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史）　はい、議長。

○議長（谷本昌弘）　杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史）　この届出が出されれば、奈良県なんですけれども、産業振興総合センターという出先機関があります。そちらのほうから市町村に対して意見照会がありますので、市町村は生活環境の保持という観点から意見を述べることができます。

以上でございます。

○6番（坂本博道）　議長。

○議長（谷本昌弘）　坂本議員。

○6番（坂本博道）　この届けの際には、そういう意見書を当該自治体に求めるということと同時に、当然届出のそのものの中で配慮すべき事項で、周辺地域の生活環境の保持を図るということで、その店舗としての駐車場だったり、交通安全対策であったり、騒音等であったりと、そういうことについてもきちっと規定して届けるというふうになるというふうに理解しているのですが、そういうことでよろしいんでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史）　はい、議長。

○議長（谷本昌弘）　杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史）　そうですね、該当する店舗が新築される場合は、窓口といたしまして、まちづくり推進課、そして交通安全、騒音など、届出地に関係するかの意見を照会させていただいて、取りまとめた上で意見書として提出することになると思います。

以上でございます。

○6番（坂本博道）　議長。

○議長（谷本昌弘）　坂本議員。

○6番（坂本博道） また、説明会をしなければいけないというふうになっているというふう
に理解しているんですが、それはどういうものでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 施設の設置者が、店舗面積に応じて3回を上限に説明会
を開催することになっております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では、ぜひ今後の動向にもありますが、今後の開発行政行わ
れる際に、先ほど言いましたが、当然必要なことは多数あるわけですが、その辺はや
っぱり住民のいわば住環境を維持したり保全したりする、そういうことで一応やっぱり必要
だと思います。

そういう点で、これ、ちょっと最後町長に、今後のこともあるのでお伺いしたいんですけ
れども、先ほどのようなやり取りがあって、やはり開発許可と宅地造成とかのいろいろ方法、
やり方がありますが、そういうことを通じて、周辺住民の理解や、また同時に合意形
成をしておくということが、建った建物そのものも、その後のことにやっぱり大きな影響を
与えてきますし、住宅となったらまたいろいろあると思いますけれども、そういう点で、ぜ
ひこのような宅地造成であっても開発要綱に準じるような対応が必要な場合は、やはり町と
してもきちっと指導したりするようなことであってほしいと思うんですが、そういうこと
についてはどうでしょう。今のようないやり取りも聞いた上で、何かご発言願えたらと思います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 先ほど課長が詳しく述べましたように、いろんな問題につきましては、
法律にのっとりましてしっかり対応していきたいと思っております。

議員おっしゃったように地域住民の問題も出てくる場合もございますので、しっかりそう
いうところは情報をキャッチしながら、しっかり対応してまいりたいと思います。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 周辺住民との関係での不具合とか起こった場合の役割、同時に、今後こういう建物に対しても、また住民の心配や不安も反映した形で、一定指導や、また要望できるというようなことについては、ぜひ引き続き行っていただきたいということを申し述べたいと思います。

それでは、大きな2つ目の住民の移動手段の充実について、ちょっと再質問させていただきます。

先ほど来、福祉有償運送事業のことをドアツードアの一つの機能として取り上げて質問させていただきました。ただ、確かに社協が行っている事業だということで、直接にはというふうな立場での答弁やったと思いますが、この辺について、全体として町としての移動手段の確保に関わるという問題と思っていますので、これ、ぜひ全体の関係がありますので、ちょっと副町長とかにお伺いしたほうがいいと思っています。住民の移動手段の改善というのは、昨日の一般質問でもいろいろ議論されておりました。非常に重要な課題です。ですから、政策的にどう進めるかが重要やと思っています。

町内の移動集団は、公共交通のすな丸号が軸ではありますが、社協が行っているこの福祉有償運送事業も重要な役割となっており、そういうトータルな形でこの問題も検討する必要があるのではないかと思いますが、その意味で、町全体の管理的役割として、ちょっと副町長ぐらいにご意見いただきたいと思うんですが。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（谷本昌弘） 副町長。

○副町長（田中敏彦） おっしゃるとおりでございます。

社会福祉協議会も、行政が行う社会福祉制度と整合性を取りながら進めていくというのが基本になります。そういうこともあって、町から社会福祉協議会の事務局長として出向もさせております。ですから、必要な情報は常に共有しながら、町の行政と整合性を図りながら進めてまいりたいと、このように考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点で、広報かわいの5月号で、今も言われておりましたが、町長の写真と一緒に公共福祉の増進ということで、町と社会福祉協議会との連携を密にしていこうとしております。そういう点では、移動手段の分野でも共同というのをやっぱり強めていく必要があるのではないかと思っています。

その上で、先ほど紹介した社協だよりのほうで、いわばドア・ツー・ドアの一つのやり方の一層の改善ということも含めて、移動手段や支援で新たなサービスも3年後を目標に構築したいというような表現もされておりました。その際に、ぜひ河合町役場全体で考えていただきたいというふうな表現もされていたところです。

そういう点では、ぜひそこを一緒になってこの分野を、いわば町の全体を補完する役割があると思いますので、そういうこととして進めていっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか、それは。これは、できたら町長のほうにでも。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 今、ご提案していただきましたようにというか、社協と一緒にしまして、しっかり共同でこの問題につきましては考えて、また改善できるところはしっかり改善していきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ぜひこの件につきましては、具体的にちょっとどうするかというのが今問われてきていると思いますので、一緒になって考えながら、当然大きな補助金をほとんど町が出している、支出している事業所でもあります。そういう点では、そのことをぜひ進めていただきたいと思っているところです。

その上で、移動手段のちょっと2点目ということで、障害者へのまた福祉タクシーの利用料金助成等について提案しておりましたが、先ほど来言われています、確かに買物等含めて社協の先ほどの福祉有償運送事業があるんでということもあるかとは思いますが、しかし、ここもトータルにいろんな形で支えるということが必要です。

この福祉有償運送事業の対象者というのが、また障害者の関係と言えばちょっと違いがあります。全く違うというわけではないんですが、そういう点で言ったら、この事業をやっているのが県内39市町村のうち29の自治体で実施しており、町レベルでやっていないのは河合町と上牧と吉野町だけというふうに、一応県の資料を見たらそうなっております。

ぜひこれについては前向きに検討したらどうかと思うんですが、これはぜひ福祉部長のほうからちょっとご意見いただけたらと思うんですが。

○福祉部長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 浮島部長。

○福祉部長（浮島龍幸） 坂本議員の回答をさせていただきます。

先ほど課長も申しましたが、福祉タクシー利用助成金制度の実施におきましては、先ほど言いましたが、タクシーの1割の割引もやっていることや、障害者対象としては福祉有償運送に実施をしており、障害施策として対応していることから、障害の施策としては現時点においては難しい問題ではありますが、今後、関係各所と協議し、前向きに考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

残り4分です。

○6番（坂本博道） この移動手段の件につきましては、昨日の質問でも、上村部長のほうから最後に、すな丸号を軸にしながらも、今後の方向性を町としてどこまでやるかということも含めて検討したいと答弁されておりますが、改めてこの移動手段の関わる分野の取組をどこで検討しながら進めるのか、そしてどう進めていこうとするのか、これについては改めて上村部長のほうからちょっと答弁お願いしたいと思えます。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（谷本昌弘） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 今、議員おっしゃっていただいたように、昨日の答弁の中で、現時点では日常生活の基盤、基礎となる、すな丸号を充実させていきたいというような形で、それを基にというようなことで説明をさせていただいたと思えます。

実際に、検討ということですが、今後、いろいろな各市町村でも実施しておりますので、その辺の事例とか、その辺のところも参考にしながら、まだ実際に検討する場という部分で具体的なところは決まっておられませんけれども、実施していきたいというふうには思っております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これも非常に町のまちづくりとして重要な分野ですので、ある程度、どこで検討する、どう進めるかということ、やっぱり枠組みしっかりしてやる必要があるのではないかと思えますので、ぜひこれについては引き続き、また注目していきたいと思っております。

す。

最後に、災害対策の関係で継続事項について幾つかお伺いします。

災害についてはいつやってくるか分かりません。そして、先日、報道でも新しい大和川流域水害対策計画を国・県、そして市町村一緒になってつくったというふうになっております。その際、100年に一度の降雨量を基準に、そして1980年の豪雨の雨量を基に対策を立てているとなっておりますが、それこそ線状降水帯が4日も停滞すれば、大和川の氾濫というのも十分あり得るようなことでないかと思っています。

そういう点で、一応これまで言っている情報伝達及び避難要支援者対策などは、平時からしっかりと準備することが必要だと思えますが、その辺ではなかなか前進していないとなっておりますけれども、しかし、これで一応よしと考えているのかどうかということなのですが、それはどうでしょうか。

○企画部長（森嶋雅也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 災害対策につきましては、これでよしと考えているわけでは当然ございません。

今回、薬井地区の地区防災計画、一つの成果としてできました。高塚台2丁目でも地区防災計画、出来上がっております。今後につきましても、浸水想定区域である市場、長楽など、そういったところの地区防災計画を進めるとともに、避難行動要支援者、また個別プラン、そういったところにも手をつけていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これにつきましても、とにかくやっぱり情報伝達的手段につきましては、ハード的なものもあるし、確かに人からということもありますが、トータルでもとにかくしっかりと充実させていくことが一応大事かと思えます。

さらに、個別避難計画については、昨年5月に災害対策基本法の改正があって、避難行動要支援者への個別避難計画の策定が自治体の努力義務にちょっと格上げもされておりますが、この具体化という形では何か検討されているのでしょうか。

○企画部長（森嶋雅也） 議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 個別支援計画につきましては、優先的にこちらからアクションを起こしていこうと考えておりますが、要介護認定3から5の方、それと身体精神障害をお持ちの方、そのうちで浸水想定区域にお住まいの方、そういったところから積極的にアクションをかけていこうかなと思っております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう方々については、ぜひ避難計画と同時に、先ほどの情報伝達の手段も含めて、やはりまず一番大事なことは詰めていくということ大事やと思いますし、同時に年度年度でどこまでやるかいうことはやっぱり明確にしてやっていかないと、いつ災害起こるか分からないとなりますので、そういう姿勢が大事やと思うんですが、その点でちょっと改めて、ここは町長のところで、もう一度この件についてご発言願えたらと思います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 今、部長が申しあげましたようにというか、細かなというか、そういう目標をつくりまして、前進するようというか、行動していきたいと思っております。

先ほど言うていただきましたように、本当に南海トラフの話とか、それから台風とか大雨の問題で、かなりいろんな課題が日本全国中出てきております。河合町も、本当にそういうことでちょっと真剣に取り組んで、本当に命を守る課題になりますんで、これは着実に進めてまいりたいと思います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） もう1点、そういう点では、今年度のところで、この避難計画のどこまでするか、また情報伝達のことについてどこまでするか、そして先ほどの地区防災計画についてどこまでするかいうことをちょっと改めて明確にさせていただいて、何らかの形で分かるようにさせていただいて、一定、この1年間終わったときに総括できるようにさせていただきたいんですが、そういう点ではどうでしょうか。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） まず、地区防災計画につきましては、市場、長楽、その2か大字について、積極的に策定をいただくように働きかけてまいりたいなと考えております。

次に、避難行動要支援者、これも既に名簿はあるんですけども、個別プランにも関係してくるんですけども、更新作業に非常に時間と労力を要することになってございます。そんな中、自治体DXの一つのメニューとして、クラウド型の被災者支援システムというものがリリースされております。それと連動しながら、並行した形でその避難行動要支援者名簿と個別プランの作成になってまいりますので、今ちょっと具体的にどこまでどうというのは、答えかねる状況であるということをご理解いただきたいと思います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（谷本昌弘） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（谷本昌弘） これにて坂本博道議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。

14時40分より再開します。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（谷本昌弘） 再開します。

◇ 岡 田 康 則

○議長（谷本昌弘） 9番目に、岡田康則議員、登壇の上、質問願います。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

（11番 岡田康則 登壇）

○11番（岡田康則） 議席番号11番、岡田康則が一般質問いたします。

今議会での質問は、令和3年9月に学校通学路安全対策について、また12月に町内学校施設について質問させていただきました。2小通学路については、担当課から近々具体的に見える施策を聞き、一歩前進と理解いたしました。

この議会質問では、12月での学校施設についてを主に町長に再度の質問をいたします。

12月の質問内容を簡単に述べますと、2小旧プールの長期放置での児童の落水事故等々の心配、1中と2中、校舎壁面での具材落下の危険性と、美観改善して生徒のモチベーションアップなどを述べさせていただきました。

12月での町長の回答でございますが、プールについては、児童も遊んでいる、事故につながるおそれがあると、時期をしっかりと計画、検討して、放置は駄目と強く実感しています、中学外壁についても、私も必要性を感じて、必要に応じて適時改修でしていかなければならないと思っております、教育の町河合町、子供たちの夢と希望をかなえたいとお答えいただき、12月は納得した次第でございます。

財政が厳しい本町ですので、まずはプール、中学校外壁の調査費でございます。予算計上を初めの一步でお願いしたい。12月の一般質問でございました。新年度予算委員会でも、少し必要性を会議中、また会議の休憩中にも雑談でも町長にさせていただきましたが、いまだに調査費予算など計上もされていません。それが現実でございます。

落水事故、壁面具材落下事故が教育の町河合で発生するリスクは大きいです。教育の町河合町長、清原町長に再度お聞きいたします。

再質問は自席にて行います。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうから、町内学校施設の改善について答弁をさせていただきます。

令和3年12月の一般質問にて、特に第2中学校の外壁、また第2小学校の旧プールの取壊しについてのご質問をいただいております。

第2中学校の外壁につきましては、第2小学校の大規模改修工事を行い、隣接している第2中学校の外壁が、劣化により早急に改善が必要とのご質問をいただきました。劣化による安全面、機能面への影響を考え、必要に応じ適宜改修していくとお答えのほうさせていただきました。

次に、第2小学校の旧プールについては、約20年間使用されていない状況で、児童が事故を発生するおそれがあるのではとご質問いただきました。有利な財源の確保がありませんので、計画的に調整するとお答えのほうさせていただきました。

これからの施設の改修につきましては、多額の費用も発生しますので、時期をしっかりと

検討して、計画的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 教育委員会、課長の答弁、今の現時点ではもっともなところなのかと思うんですけども、やはり事故、一番怖いんですよ。そこで今回、また粘着質の私が町長にもう一回ちょっと聞いてみようかと。それから、12月に私、一般質問させていただきまして、近隣、また1中、2中のお母さん方から、よくぞ言うてくれましたと、子供たちのやっぱりモチベーション上げたいんですよという話、そういう話で清原町長がどういうふうにされるのかなということで、これはやはり多額の費用がかかりますので、まずは見積調査費、そういうものを町のほうで上げていただいて、先ほど言いましたように初めの一步でやっていただきたいというのが私の思いなんですよというところで、この新年度予算でも計上されてもいませんでしたし、この今議会でもそういうふうなところは入っていなかったのも、ちょっとそのお母さん方もがっかり、私もがっかりというところなんですよ。

だから、ちょっとそこら辺で、今の町長のご意見、思い、昨日、今日と町長ずっと述べていただきまして、本当に12月、私、町長、アイドリングだけやなとか、エンジン音聞こえへんとか、そういう大変失礼なこと言うていましたけれども、昨日、今日と本当にブンブンとすごいなど。本当に朝、中山議員が言うたように、情熱というものを各、今座られている理事者の方も感じられていると思うんですよ。ですから、そこら辺でいま一度、町長、これ調査費計上して、まず最初の一步いうところをやっぱり考えていかんとあかんのと思うんですけどもね。これ、事故が起こってからでは遅いです。どうですか、町長。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 今、議員おっしゃっていただいた件で、12月議会でもこの内容について質問していただきました。実は12月24日、2中でイングリッシュ・エデュケーションプログラムがございまして、そのとき私そこへ行ったときに、2中の外壁というか、校舎の中もちょっと確認させていただきました。私も2中で2年間お世話になった、そういう経験もございまして、やっぱり外から見た様子とか、何とかする必要はあるかなということを強く感じておりました。

そういう中で、本年度ちょっと予算つけられなかったのは、LGBTの子供たちの問題と

ということで、文科省とか、それから県教委のほうから、いろんなちょっと資料見せてもらったりとか、そういう子供たちのちょっと席も見まして、1中、2中に多目的トイレございませんので、今年はそちらをちょっと形としては優先した形になりまして、それを造ってまいります。

ただ、さっきおっしゃっていただいたように、財政の状況もまだまだ好転していないところもあるんですが、そういうちょっと財政当局ともしっかり検討というか、相談させていただきまして、計画的にというか、やる方向で考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 町長おっしゃるところ、分からんでもないんですけども、昨日、今日と町長のほかの議員さんの回答聞いていましたら、やはり河合町、元気にしたい、学校に行きたくるようにしたい、それから町の公共施設では事故が起こらないように、命を守る取組、目に見える形しっかりしていきたい、教育の町河合町、それから元気のある町、子供をといてところで、河合町の子供たち、河合町の宝だと思うんですよ。そういうふうなことを述べられていますので、これはもう本当に、私すぐかかれ言うているんじゃないんですよ。まずは見積り、どれぐらいかかんのかないうところが最初の一步で、まずそこでの行動を地域の皆様にも見せないと納得しはりませんねんか。私も責められます。町長も責められますわ、これ。ほんで、もし事故があったらどないなりますのんな。だから、そこら辺でやはり町長、どうですか。もう本当に決断するところじゃありませんか。

今、理事者の方も、町長の情熱、感じられていると思いますし、横にお座りの田中副町長、一番熱く感じられていると思うんですよ。その後ろ、財政の部長、そこらでやはり何とかせんとあかんのとちやうかなというふうに思われませんか、田中副町長。

○副町長（田中敏彦） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 岡田議員おっしゃるとおり、今回の議会では町長の意向を皆さん方が聞く、そういう場がありまして、町長の思いをかなり強烈に発表されたと思います。

私たちも、この件だけではなくて、課題が本当に山積しております。それらにどれが最優先であるのかというのをしっかり考えて、町長の意向に沿った行政施策を進めてまいりたいと、このように考えております。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

もうちょっとマイク入れてください。

○11番（岡田康則） 先日の広報かわいでも、河合町にこれだけ校長先生された方がおられるということで、地域の住民さんたちもすごいなど、そうですよという話、もうちょっと話の中で、県からおいでの方山本参事、やっぱり校長の資格をお持ちやと思いますし、それから指導主事の先生も校長先生をされたと思いますし、もう本当に日本中探しても、これだけ校長先生のそろっている町ないですよ。

だから、12月も言いましたけれども、そこで事故が起こったらとんでもない話だと思えますし、大恥をかくわけなんです。ですから、まずは調査費を上げて、動いていますよということを地域の皆様にお知らせせんとあかんのとちやいますやろか。

町長、やっぱりこれ、今、昨日も言うていたように、町長に意思決定があるわけなんです、ご自分でもおっしゃられていたように。そこはやはり独断と偏見と言うたらおかしいですけれども、町長より偉い人おられませんやんか。やはり町長が、わし、するでというところでやっていただきたいから、専決でも構いませんやんか。そんな大きなお金じゃないと思えますよ。どうですか、町長。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 本当に、議員おっしゃるように、私自身も何とかしていかないといけない、そういう重要な課題だと認識しております。

中身につきましては、今議員もおっしゃっていただいたように、どういう点からこれに取りかかっていったらいいのかなということで、前向きにとにかくそれは検討して、絶対それはしていきますんで、そのことにつきましてはご理解いただいたらなということをおっしゃいます。

事故のこととか、それから壁のこと、自分もちょっと実際見てきましたんで、何とかこれは課題としては絶対ございますんで、今のところ内水とか、それから中央公民館とか中央体育館の移動で、主要な部分というか、ちょっと費やしているところもあるんですけども、やっぱり子供たちの命とか、それから教育環境を守るということは絶対に頭の中に入っておりますんで、そこは前向きに検討していきたいと思っております。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 町長の言っではるように、どれが一番、てんびんにこれ、かけられないことなんですよ、本当の話。しかし、でも、教育の町河合、昨日から本当に町長、教育の町の河合、何度もおっしゃっています。そういうふうに、この前の広報かわいでも、地域の方々から、これだけ校長先生いてはる町、頼もしいわというふうに。

私自身が子供たちとしゃべる機会たくさんありまして、子供たち、それじゃ悲しいですよ。6年生の子たち、どうすんの、次、ぼちぼち受験やんとか、そんな話、おっちゃん、私、今受験勉強してんねん、塾行かなあかんねんと言って、私学へ行きはるわけなんですよ。それ、何でか言うたら、壁のことをもちろん言いやるんですけども、もちろんトイレのこともありますわ。後のほうで、制服かわいいからいうのもありましたけれども、でも、やっぱりそうして河合町の子供たちが河合の中学校に進んでいただくということ、そしてまた朝、森嶋部長のほうから言うてはりましたですね、住民ファースト。やはり、それはそうして子供たちがこの小学校、中学校で育つということ自体、町に活性化も出てきますし、それから12月でも言いましたように西大和学園があるわけなんですよ。教育の町河合、もっともつとこれでアピールできるわけなんですよ。それを利用したいわけにいきませんし、そしたら、この調査費を最初ちょっとするだけ、ちょっと言うたらおかしいですけども、そんな話でいけるとちゃいますか、町長。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今日の内容で、ちょっと調査費のことというか、自分の頭にも入ってありませんでしたので、今議員、提案していただいた部分については、こちらのほうでどうか、検討させていただきます。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 頭入っていないで、12月に言いましたやん。それから、予算委員会で言いましたやんか。ほんで、朝、やっぱり山本参事のほうから、教育大綱、紙も見やんとすらすらと言うていただいた。おお、めっちゃ頼もしいなど。それだけのブレーンの方がおられるわけですよ。まず、調査費上げてもうて、それから有利な起債が出るかもしれませんやん。それはまた中尾課長がびゅっと走り回って、こんなんありますわというようなことになるかもしれません。うまいこといったらですよ。

だから、ちょっとそういうふうなことで、まずは調査費、もう早いことばっと上げたら、地域の住民も、清原町長が動いているな、さすが元校長先生やなという話になるのとかやいますか。町長、どうですか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員おっしゃっていただいたようにというか、いろんな面でこっちも調べていまして、多分2中の外壁のことを何とかしようと思うたら、かなりの金額が要るということは聞いております。

それから、2小のプール、取り払うためにもというか、解体するのにもお金のことをちょっと聞いておまして、そういうところもちよっと鑑み併せまして、とにかく方向性としては絶対にしていかなければならない、そういう事業だということはしっかり頭の中に入っておりますんで、関係課のほうもちよっと行ってもらいましたけれども、とにかく計画的に進めていく方向でしっかり検討はしていきます。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 本当に、僕自身、町長にそんなべんちゃらなんか言うたことおませんし、もう本音勝負でいつも言っていますやんか。そんなん、今までべんちゃら一つも言うこともないですし、町長、すごいでんなど言うたこともありませんねん。本音ですわ。

とにかく、それをすることによって、教育の町河合ももっともっと光っていきますし、元校長先生が要するに地方自治担っているということで、またすごい方々と思いますねんか。だから、そこらでもっと力を発揮していただきたいと思いますし、先ほど言いましたように、町長に意思決定があるわけなんですよ。財政部長が、いや、お金がどうのこうの言い張っても、いや、わし、するねんて言うたら、調査費つけんねんて言うてくれたらええ話ですやんか。

それはやはりどこかで、お金ちょっと節約せなあかんかもしれませんよ。でも、やはりそういうところで町長に意思決定があるわけで、河合の町長いうところは総理大臣でも口出しできひんわけですわ。一国一城の主ですやん。お殿さんですやんか。ですから、そこら辺で町長、やはりもう決断していただいて、地域住民、また子供たちのためにとまってやっていたきたいかなとか思うんですけれども、むちゃくちゃしつこいんですけれども、町長、どないですか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） ちょっと方法については、本当に真剣にしっかり一度考えさせていただいて、また議員の先生方にもちょっとそういう部分は報告させていただきます。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 財政厳しい本町ですけども、子供たちのために町長がもう専決でも何でも予算上げてきたら、誰も反対せえへん思いますよ。そして、子供たちのためじゃないですか。事故があったらとんでもないことです。本当にけがするだけでもすごいことです。

やはりほっとくだけ、今劣化は始まっていますので、コンクリートが50年で言いますやんか。そんなところですから、今やはり手を入れていかないといけません。全部せえのでせえと言うてるわけではありません。やはり少しずつでもいいから、かかっていきましょうよというところなんです。そこらで、本当になかなか私もうまいこと言葉が言えませんがねんけれども、副町長、どない思いはりますか。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（谷本昌弘） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） わし、するねんと町長から言われても、山積する課題を今整理しております。それで、今年はやっと財政も黒字の決算が取れるということで、今まで懸案であった、命を守るためのため池の整備であるとか、それからもっと大きな、町民の皆さんが利用するような体育館であるとか公民館であるとかも、今耐震もできていない状況で使っただいております。そこで何か事故でもあれば本当に大きなこととなります。そういうようなこともあって、ちょっと大きなお金をかけてでも実際にやるんだということで、職員が一丸となって予算の編成をしております。

ただ、実際に着手する予定を立てるのと、設計に着手するのというのは、多分同時期になろうかと思えます。ですから、具体的にまず設計だけでもということになりますと、その設計を立てても、例えば2年、3年すると、その数字が変動するという可能性もあります。

うちにも技術の職員がいます。その技術の職員が、例えば壁面を整備するのにどのぐらいかかるかとか、それからプールを全部平地にしていたらどのぐらいかかるかとかいうのは、外には今のところ確定した数字ではないので言えませんが、ある程度のざくっとした数字は出ております。その数字をどのようにして町の負担ができるだけ少なくやっていけるのかと

いうところまで、今いろいろ議論をしている最中でございますので、もうしばらくお待ちになられればと思います。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 本当にそこもよう分かります。だから、命にてんびんをかけたらあきませんねんけれども、でも、やはり校長先生された方が町長をしているということ自体、もうすごいことですので、そこらをやはり事故があったらあかんという意味で言わせてもうているわけなんです。教育長、やはりせなあかんと思いますやろ。どないですか、清原教育長。

○教育長（清原正泰） 議長。

○議長（谷本昌弘） 教育長。

○教育長（清原正泰） 議員おっしゃるとおり、私個人としては、教育長として当然それは必要なことやと思っております。ただ、河合町の教育長としては、やっぱり今副町長おっしゃられたとおりで、いろんな情勢の中で、やっぱり順番があるという流れの中で感じておりますんで、ただ、やっぱりいち早く改修はしていくべきであると。といいますのは、もう1中も2中も、特に1中はもう築55年、6年ですかね。2中で49年余りだと思います。もう50年というのは、やっぱり少し考えなくてはならないというふうに思っております。

もちろん命の尊さであったり、そういうことはもう当然のことで、教育大綱の中にも子供の安全というのは入れているわけですので、その細部のところでそういうところをやっぱり今後考えていくというところで、自分自身もできるならばそういう方向で進んでいけたらいいかなというふうに考えています。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 教育長のお言葉、ちょっと力強く、よかったかなと思います。私自身ですよ。

本当に命に順番、てんびんもかけられませんねんけれども、でも、やはり子供たち、それから教育大綱に述べられているように子供は河合町の宝ですので、そのところはもう清原町長、すごくよくお分かりやと思いますし、そして中学校、1中、2中、そこで改修した暁には、朝言われていたように、地域住民、また町外からも移住もされてきて、それが結局、遠回しですけども、河合町の活性化につながっていくかと思うんですよ。そこでやはり西大

和学園もありますし、教育の町河合やなというところで、もっともっとPRできていきますので、ですから最後の最後なんですけれども、町長の意気込み、最後ちょっとお聞かせください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 町長。

○町長（清原和人） 岡田議員、提案していただいている内容につきましても、本当に自分もやらなければいけないということ、本当にそれはしっかり思っております。その方法論だけ、またしっかりこちらで考えさせていただいて、またいろんな面で、教育委員会にも実はそういう部分でしっかり検討するようには指示はもうしてありますんで、その、またこちらのほうでも内部論議になるんですけれども、しっかりさせてもらって、少しでも前に行くようにはしたいと思っております。

行かせてもらって、議員おっしゃったように、2小はすごくきれいになりましたんで、それで余計に多分、地域住民の方もそうですし、小学校から中学校行く子供たちも希望を持って行ってもらう必要があるんですけれども、ちょっと校舎見て、少しそういう部分で元気が出ないような状態になったら駄目なんで、とにかくそれは本当に、自分も教育の町と言っていますし、重要な課題ということでこちらも認識しておりますんで、そういう部分の方法をしっかり立てるといことでちょっと時間いただいて、しないわけじゃなくて、どういう形でいくかというか。

先ほど、田中副町長もおっしゃっていただきましたけれども、今後の教育の方向につきまして、1中、2中、校舎もそれこそすごく、私、多分1中、中2のときに改築しましたんで、自分の年から引きますと、それこそ60年近いというか、55年以上はたっている、そういうものなんで、それも含めまして、ちょっと何を今するかということだけ、しっかり検討させていただけたらなと思いますんで、もう岡田議員の熱い思い、僕より熱い思い持っていていただきますんで、しっかりそれに応えるようには考えていきたいと思っております。

以上です。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（谷本昌弘） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 今、今日、町長おっしゃったように、1中は少しずつは改修入っていたからと思うんですけれども、2中は本当に建ちっぱなしで、耐震は入りましたけれども、ちょっとそんな感じなんで、今町長がおっしゃられたように、やはり2小の子が2中へ行く

ときにモチベーションがちょっとなかなか上がらないかな、確かにそうだと思いますし、それから12月の傍聴の方、また今日おいでの傍聴の方々も、町長の思い、しっかりと聞いていただきましたんで、今度はほごにはされないかなとか思うたりもしますし、教育委員会のほうでも有利な起債がどっかに落ちているかもしれませんので、ちょっとそこら汗かいていただきまして、よろしく願いいたします。中尾課長もこっち向いてもうていますので、大丈夫かなとか思うんで。

本当にそんな形で、昨日、今日と本当にもう町長、ずっと教育の河合、教育の河合、それから住んでみたい町、子供たちのためとか、そういうふうなことをずっと言われていたんで、ちょっと私、言葉もうまいこと言いませんねんけれども、そんな形でざっくばらんに質問ですね、おしゃべりじゃありませんね。質問させていただいたようなわけでございます。

これ、期待しておりますからね、町長。よろしく願いいたします。

これにて一般質問終わります。

○議長（谷本昌弘） これにて岡田康則議員の質問を終結いたします。

◇ 梅 野 美智代

○議長（谷本昌弘） 10番目に、梅野美智代議員、登壇の上、質問願います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

（3番 梅野美智代 登壇）

○3番（梅野美智代） 議席番号3番、梅野美智代です。

昨年度は、議長という重責に携わらせていただき、皆様のお支えの下、ご協力を賜り、1年間を無事終えることができたことに感謝とお礼を申し上げます。

それでは、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、1番、小中学校の教育体制について質問します。

1点目、特別支援教育の現状について。

昨今、特別支援教育については、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づき、インクルーシブ教育の理念に沿った教育が行われることが重要とされています。イ

インクルーシブ教育とは、障害のある者とない者が共に学ぶ仕組みのことで、学校教育の場においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる柔軟な仕組みを整備することとされています。

そこで、現在の町内中学校の特別支援学級の現状について質問させていただきます。

- ①現在、何人の児童生徒が特別支援学級に在籍しており、何学級の編成になっていますか。
- ②一人一人の児童生徒に合わせて、個別の支援計画の作成は行われていますか。
- ③個別の学習を行う教室等のスペースは確保されていますか。

2点目、通級指導教室の導入について。

先ほどは特別支援学級についてお話をしましたが、中には障害を持つが、通常の学級に在籍している児童生徒もいます。そういった児童生徒、例えば自閉症、情緒障害、読み・書き・計算の一部に困難を抱える学習障害、注意欠陥多動性障害、場面緘黙などの障害を持つ児童生徒が多いとされていますが、そういった児童生徒を対象に、別室で週に数時間行われる特別な指導のことを通級指導といいます。指導内容としては、各自の障害に基づいた種々の困難さを克服・改善するための自立活動が中心となり、小グループの編成で行われていることが多いようです。

現在本町は、希望する児童生徒がいる場合に、上牧町が行う通級指導教室、ペガサス教室を利用する形で通級指導を行っていると聞きます。上牧町の通級指導教室開設後、平成26年には上牧町を拠点に王寺町、広陵町、本町の北葛3町の受入れを行っていましたが、令和元年度には広陵町が独自で、令和4年度からは王寺町が独自で通級指導教室を開設することとなり、現在は北葛4町の中で本町のみ自校に通級指導教室がなく、上牧町のペガサス教室に受入れをしてもらっているような状況にあります。

そこで質問です。

本町において、①上牧町を拠点とした通級指導教室の利用児童は何人いますか。

②町独自で行う予定はありますか。

3点目、不登校児童の居場所づくりについてお尋ねします。

①現在、町内小中学校において、不登校児童、年間30日以上欠席は何人いますか。

②どのような支援を行っていますか。

③フリースクール等の設置についてはどのように考えていますか。

次に、2番、子育て支援について質問いたします。

1 点目、認定こども園について。

幼保連携型認定こども園を開設して2年が過ぎました。かがやきの森こども園に魅力を感じ、転入してこられる方もおられると伺っております。認定こども園の募集状況について伺います。

現在、待機児童はいますか。

2 点目、電子母子手帳の導入について。

デジタルに慣れ親しんだ子育て世代において、日々の子育てを、ICTを活用して効率化、負担軽減する様々な子育て支援サービスの利用が進展しています。特に、スマートフォンのアプリを利用して、これまで手書きで行ってきた記入、記録等の作業を効率化したり、子育てに必要な情報を簡単に入力できるサービスに注目して、事務的な作業にかかる手間や時間を削減し、子供と向き合う時間や余裕を創出するためにも、ICTを活用した子育て支援サービスが増えています。

母子手帳と併せて、スマートフォンでも確認できる電子母子手帳アプリを導入している近隣市町村が増えてきていますが、検討していますか。

次に、地方総合型スポーツクラブとの行政連携について。

地方総合型スポーツクラブ指導者との意見交換の機会に恵まれ、近隣各町との子供駅伝の選手選考を同時、同状況の機会、かつ合同でできないかとのご意見がありました。ルールの下に競い合い記録を残すといった、やりがいや達成感を持ってもらう機会の提供を考えてのことです。

そこで質問ですが、近隣各町との合同でスポーツイベントの実施に当たり、町内運動施設及び馬見丘陵公園を使用する場合、どのようなことが懸念されますか、お聞かせください。

次に、TNR事業について。

所有者不明猫の増加を防止するために、行政として今後どのような取組を行っていくか、お聞かせください。馬場議員と重複している部分もあると思いますので、そのあたりは省略してお答えいただければと思います。

最後に、5番、すな丸号の運行改善について。

以前に質問しておりました、すな丸号のダイヤ改善については、その後どのように進んでいるか、お聞かせください。

私からの質問は以上になります。

再質問は自席にて行います。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうから、小中学校の教育体制について答弁させていただきます。

1つ目といたしまして、特別支援学級の現状についてでございますが、学校基本調査の調査票に基づき、5月1日現在といたしまして、第1小学校が19人で4学級、第2小学校が41人で8学級、第1中学校が8人で2学級、第2中学校が14人で3学級となっております。

個別の支援計画については、障害のある児童生徒について関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うため作成をしております。また、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために、個別の学習を行うスペース、教室を確保しております。

2つ目、通級指導教室の導入についてですが、通級指導教室を利用する児童生徒については7人でございます。そのうち、上牧第2小学校で指導を受けているのが3人で、河合第2小学校で指導を受けているのが4人でございます。

北葛城郡4町で平成25年9月から開設された通級指導教室でしたが、広陵町及び王寺町が単独での開設をされております。河合町といたしましては、知見のある指導者の確保が困難と考え、また指導者が河合第2小学校にも出向していただいておりますので、引き続き上牧町と連携して取り組んでいきます。

3つ目、不登校児童の居場所づくりについてですが、不登校児童の年間30日以上欠席している人数は、病気休暇も含めて小学校で14人、中学校で11人でございます。

支援につきましては、保護者に連絡を取り、児童生徒の家庭訪問やカウンセリング、個別の学習支援等を行っております。

教育委員会といたしましては、フリースクールの設置については考えておりません。

以上でございます。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 私のほうからは、認定こども園の募集状況、待機児童について説明させていただきます。

5月1日時点で、認定こども園2・3号保育認定は、ゼロ歳児5名、1歳児22名、2歳児26名、3歳児33名、4歳児29名、5歳児22名、1号教育認定で、3歳児20名、4歳児12名、

5歳児18名となっております。保育・教育認定合わせて187名となっております。

現在待機児童はおりません。

2番の電子母子手帳導入についてですが、現在、河合町で電子母子手帳は導入しておりません。母子健康手帳の電子化については、母子健康手帳アプリや妊婦手帳、育児手帳、予防接種など、様々なアプリケーションサービスの提供がされており、本町においても利用・活用されている保護者の方も以前からいらっしゃいます。母子健康手帳アプリは、親が子供の成長や健診、予防接種の記録を保存できることに利点があり、自治体側はユーザーとなった住民に情報配信サービスを利用し、保健事業やイベントなどの情報発信に役立つもので、個別の関わりが難しい大都市での活用には大いに価値のあるものだと思います。

現在、河合町では、母子健康手帳アプリは単独で使用するものではなく、紙の母子健康手帳と併せて利用するという事で、事業の情報発信に関して、町の広報紙やホームページの活用、電話や訪問、来庁時にも声かけをすることで、妊婦さんや乳幼児の健康状態や相談事をいち早く把握する対応を取っております。健診については、対象者全員に個別通知を行い、来られていないお母様に対しては再度の通知も行い、予防接種においては接種忘れがないように個別勧奨を行っております。子育て世代包括支援センターや保健センターにおいて、一層強力に進めてまいります。

このようなことから母子健康手帳の電子化は考えておりませんが、子育て支援サービスに関係する情報発信の方法については、今後研究を進めてまいりたいと思っております。

○生涯学習課長（小槻公男） 議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 私からは、総合型のスポーツクラブとの行政連携についてお答えをさせていただきます。

まず、総合型地域スポーツクラブにつきましては、身近な地域でスポーツに親しむことができる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者までの多世代、多種目のスポーツを愛好する人々が初心者からトップレベルまでそれぞれの志向、レベルに合わせて参加できるという多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的、主体的に運営されるスポーツクラブとされています。

多種目ということでは、スポーツ協会全体で総合型地域スポーツクラブへの移行ということが望ましいというふうに考えられますが、課題は多くあると認識しています。

行政との連携という点では、河合町だけでなく、近隣各町と連携し、総合型スポーツクラ

ブの活動を支援できる方法を模索することが望ましいのではないかと考えます。

さて、町内の運動施設の利用については、他団体との日程調整や利用条件の調整とともに、安全面での人的・物的対策が十分に確保できるか、また、しっかりと時間をかけた入念な準備ができるかが懸念されることと考えます。

また近年、馬見丘陵公園では、季節ごとのイベントの回数や期間も増え、それに伴ってますます来場者が増えている状況であると認識しています。スポーツイベントで利用する場合には、例えば駅伝競技などでは一部の園路を貸切りにする、そういった必要もあるかと思いますが、使用範囲や日程についての制限が多くあるのではないかというふうに思われます。

以上です。

○環境対策課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 私からは、議員ご質問のうち、TNR事業についてお答えさせていただきます。

TNRへの取組としまして、河合町は今年度、奈良県が実施されております奈良県所有者不明猫、TNR事業に参加しております。

この事業は、大字自治会などが対象エリアを特定しまして、所有者不明猫を捕獲し、特定の施設へ持ち込むことによりまして、所有者不明猫の不妊・去勢手術を無料で実施し、その後、所有者不明猫を元の場所に戻す活動でございます。

猫は繁殖力が高いため、対象エリアの猫を一斉に不妊・去勢手術しないと効果が出ないため、複数の猫の手術が実施可能であるこの事業に参加しております。今後については、このTNR事業の周知のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○管財課長（植田秀紀） 議長。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） 私のほうからは、5番目のすな丸号の運行改善についてということで、すな丸号については平成29年7月から現在の形態で運行しており、町内全域を東西南北の4ルート、1日5便ずつ巡回し、日常生活の基礎となる移動手段として運行を行っているところでございます。

大幅なルート・ダイヤ改正は利用者の混乱を招くおそれがあり、実施には慎重な対応が必要であると認識しており、将来的には、イオン跡地や旧第3小学校への拠点の移転の際には

見直しが必要であると考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それでは、個別支援計画の再質問をさせていただきます。

個別支援計画を作成しており、個別の学習スペースは確保されているということですが、第1小学校では障害を持つ児童生徒が1日のほとんどの時間を通常の学級で過ごしている実態があると、保護者の方からお聞きしております。

冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育の重要性はうたわれておりますが、履き違えてはならないのが、あくまで特別支援学級に在籍する、支援を必要とする子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導を行いながら、可能な限り障害のある子もない子も同じ場所で学ぶという点です。

これに関して、令和4年4月27日、文部科学省初等中等教育局長より「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」という通達がありました。そこには、インクルーシブ教育を進めていく中で、特別支援学級に在籍する児童生徒が通常の学級で共に活動する交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育む目的と、教育等の狙いを達成する共同学習の目的があるという一方で、以下のようなことが述べられています。

令和3年度に調査を行った結果、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じた指導を十分に受けていない事例が明らかになった、インクルーシブ教育の構築において、障害のある子もない子も、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに的確な指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみ重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切でないとあります。

また、特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数については、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍する児童生徒は、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること、言い換えれば、原則として週の授業時数の半分以上を目安として、特別支援学級において児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこととされています。

現在、河合町の実態はいかがでしょうか。週の半分以上を特別支援学級で過ごしているのでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 河合町の場合は、特別支援学級に在籍している児童生徒が大半の時間、交流及び共同学習、いわゆるインクルーシブ教育として通常学級のほうで学んでおります。

特別支援学級に在籍している児童生徒につきましては、先ほど議員おっしゃられたとおり、授業時間数の半分以上、目安として半分が通常学級、半分が特別支援学級というふうな形で行っております。特別支援学級において、児童生徒一人一人の障害の状態、また特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行っているところでございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） しかしながら、特別支援学級に子供が在籍する保護者の方からは、通常学級に在籍する時間が長く、心配であるという声を耳にします。また、通常学級の中で担任が大勢の子供たちに授業を行う中、後ろのスペースで別の課題を行っているという実態もあるようです。

私たち大人でさえ、同じ空間の中で、大きな声で話が進められている中、別の課題に取り組むということは容易でないと考えます。ましてや、障害を持ち、支援を必要とする児童がそのような中で集中して課題に取り組むことができるのでしょうか。まさに、この通知にある「交流」の側面のみ重点を置いて交流及び共同学習を実施しているのが今の本町の実態なのではないかと危惧しています。

子供一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導が提供できるよう、連続性のある多様な学びの場を整備する必要があると思います。児童生徒や保護者の思いを把握し、共通認識を持ちながら進めることができているのでしょうか、お答えください。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 子供一人一人の障害の状態、また特性、心身の発達の段階を把握して、保護者の思いを聞き入れながら、また教育上の合理的配慮を含め、具体的にどのよ

うな特別な指導をするとよいのかを考え、個別の支援計画を作成しております。

教育委員会からは、学校に対して、保護者の思いを聞き取り、個別の支援計画を反映するよう指導し、環境整備も含めてしっかりと取り組んでいきます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 特別支援学級においては、交流及び共同学習だけでなく、一人一人の能力に応じた特別支援学級での個別もしくは小グループ、集団での学習という学びの場の提供も必要であると考えます。また、自立活動の時間、例えば体づくりの運動などを設けることを示されています。

教員数の確保や、時間割の組み方、また保護者の意向もあり、一筋縄ではいかない問題であると思いますが、児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、将来を見据えた力を確実につけていくためにも、学びの場を提供する体制であることが求められています。本当の意味で、障害を持つ子も持たない子も、一人一人に合った学ぶ機会が与えられ、安心して学ぶことのできる、保護者が安心して子供を預けることのできる教育体制をいま一度見直し、構築して行ってほしいと思います。

次に、通級指導教室について。

上牧町から先生が出向しているとのことでしたが、現状をもう少しお聞かせください。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 河合第2小学校内に通級指導教室、ペガサス教室を設置のほうさせていただいております。そこへ週に1回、上牧第2小学校から先生が出向いただき、第1小学校や第2小学校の児童が河合第2小学校で通級指導を受けております。

授業時間中であつたり、放課後の時間帯を保護者と協議しながら選択して行っているところでございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 通級指導教室が自校、または本町にあるメリットとしては、児童生徒が気楽に通級指導を受けやすいことが挙げられます。発達障害の児童生徒が増加傾向にあるとされる昨今、通級指導教室を本町も独自で開設していく必要性が高まってくると考えます。

各校に常時教員を配置することは難しいと思いますが、曜日ごとに各校に配置するなど、考えて行ってはどうでしょうか。お答えください。

○教育委員会参事（山本 剛） 議長。

○議長（谷本昌弘） 山本参事。

○教育委員会参事（山本 剛） 本町に現在、通級指導教室がないということになっております。先ほどから申しましたように、上牧町から本町の第2小学校のほうに教員の方が来ていただいて、その辺の指導を受ける場所を2小の中に設けていると、これが本町における通級指導教室の開設のやり方なんです。先ほど課長のほうも申しましたけれども、これまでからも問題となっておりますのは、人材の確保、特別支援教育に精通した、そんなような方の配置を受けることがかなり困難であると。特別支援学級を担任しているから通級指導もできるでしょうというた、こういった単純な話ではなくて、一般の教員、普通の例えば中学校の教員であれば、私、理科なんですけれども、理科の教育を受けてきた者が特別支援学級になってきたときには、そのときに特別支援のことをしっかりと学びながら特別支援学級を担任していくというような、こんなような制度がございます。

当然のことながら、特別支援教育の本質は何かとか、特別支援の指導法、やり方、障害の特性の把握、こういったものもまあまあ十分な状態やない、こないな者が通級の指導を担当したとしても、議員がおっしゃったような様々な取組が十分にできるともなりませんので、多分に知見を持たれた上牧町の教員に今来ていただいてやっていくこの方法が、本町にとっては現在の段階でベストでないのかなと、このように思っているところでございます。

また、特別支援教育の充実に関しましては、先日来、本町におきましても、先ほどお伝えいただきました通知を基に、改めて教員の研修の充実を図ってまいりたいと。まずは、第1回目のインクルーシブ教育とは何かといった、そのあたりの充実から始めているところでございます。こういうことを今後継続していきながら、そういった人材をしっかりと育成し、それをもってできれば、そのような形のものを検討できる機会が来ればええなというふうに考えているところでございます。

○教育長（清原正泰） 議長。

○議長（谷本昌弘） 教育長。

○教育長（清原正泰） 先ほど答弁したらよかったです。まず特別支援教育につきまして、議員おっしゃったとおり、河合町はインクルーシブ教育で実践しているという、ただ、今おっしゃったように古いインクルーシブでは駄目だという中身やと思う。ただし、これ、

市町村によって方法は皆違うわけです。ただ、1点同じのところというのは個別の支援計画、これは保護者と担任であったり学校と十分やり取りをして、学期ごとにこういうところにこうしてほしいという中身であったり、2学期はこのようにしましょうかという、そういう保護者と十分寄り添いながら子供と一緒に見守っていくという方法なんです。

確かに、学級へ入れてみんなと一緒にというのは、インクルーシブ教育のひとつ大きな流れになっているんですけども、ただ、さっきおっしゃったように、国のほう、県のほうからも含めてですけども、今のやり方、大体週9時間は抽出をしましょうという流れで実際来ているわけです。それを今、国のほうは半分、15時間抽出しなさいという、これは非常に県内動揺しています。これ、本当にできるんかという。ということは、やっぱり一人一人の子供が皆違うわけで、その個々に合ったようにするためには、今参事言いましたように専門の教師という、もっと言や、特別支援学校資格を持った先生を義務教育に入れなくてはならない。これは毎年県に要望していることなんです。

また、今言われていますのは、管理職自身がいわゆる特別支援学級を担当したことがない。はっきり分からないという職の方が非常に多いという、それで国が言っていますのは、初任者をまず10年間ぐらい支援学級に携わらせるというふうな話が今持ち上がっております。だから、初任で入ったら支援学級に少しでも子供と向き合うようにしましょうという、その期間をつくりましょう、それから次の学校へという、そういうことも言われているわけです。

だから、議員おっしゃったように、確かにいろんな保護者いらっしゃいます。もうちょっとこうしてほしい、ああしてほしい、これは学校のほうとも、4月入ってからかなりのすり合わせをしているのは事実でございます。ただ、小学校で60名、中学校で今22名の、県で認定された支援を必要とする子供がいると。ひょっとしたら、通級入れましたら、今言いましたようにもう100名は超えるんじゃないかと。こんな中で、全て網羅するというのは非常に厳しい状況にあります。ただ、やっぱりやることはやっていかないけないということで、今議員おっしゃったような中身については、十分、今後検討はしていきたい。

ただ、今年、成人式行ったときに、2中の卒業生、1中の卒業生、両方ともインクルーシブの中で、1人は肢体不自由の子でした。よく、もうしょっちゅう骨折る。そんな中で、みんなに助けられてと、あるいは1中の子は知的で、みんなで助け合いながら3年間卒業して、2中の子は高等専門学校行って、1中の子は西和養護学校行きました。その後、1中の子は事業所へ、2中の子は寮のあるしっかりした会社へ就職。たまたま2人、そこで声かけをすることができました。やっぱりその状況見たときに、みんながそこへ集まって、あのとき

こうやったな、こうやったなという、これはやっぱりいい意味でのインクルーシブというのは、そういう意味で障害者差別がない、なくなっていくという、みんながやっぱりそのことで、違いはあるんやけれどもお互いを認め合うという、そういうプラスのこともあるということも知っておいていただきたいし、非常にこの辺が難しいところで、やはりその辺は我々もこれからしっかり取り組み、考えていきたいと思います。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

今おっしゃられた話は承知しております。教育長がおっしゃっていることもよく分かります。でも、私が言っているのは、インクルーシブがよくないとかではなくて、そのクラスに入るのはいいんです。でも、ちょっとしんどいときは抜き出してほしい、クールダウンしたいという声を聞いています。そこにそれぞれ計画は立てていただいているとおっしゃっていますが、やっぱりお母さんも遠慮してはるのんかも分かりませんが、もうちょっと私に言ってこられるぐらいやから、学校のほうも、そちらのほうをクラスの一員として入るのはいいかと思うんです。でも、その1時間、2時間、ちょっと算数の時間しんどいとか、そういうときにはちょっと抜き出すお部屋が欲しいなというふうに希望されています。そちらのほうをまた一人一人のお母さんに寄り添って聞いていただければと思います。

○教育長（清原正泰） 議長。

○議長（谷本昌弘） 教育長。

○教育長（清原正泰） 議員おっしゃったとおり、私も議員おっしゃっていること否定しているわけではなくて、そのことは十分受け止めて進んでいきたいと、このように思うてます。また、県内の高校入試に関わっても随分変わってまいりました。例えば、山辺高校に自立支援、知的の子供を受け入れる農業科というのをつくられました。また、高等養護に入られましたら、2年生からは、あるいは高円高校であったり、二階堂高校であったり、山辺高校であったり、そういうところで将来的に自立させるためのコースというのもできているわけで、この辺をもう中学校レベルになってきましたら、やはり進路を決定してやらなあかんというふうなことで、その辺も保護者の方と重々話をしたい。

どうしても小学校レベルになってきましたら、学級飛び出してと、でも何か見に行ったら、もう追いかけ回しているような状況もあつたりいうことで、大変先生方も苦慮いただく。も

うそんな中で、保護者の要望であったり、これも4月なってから何回か、やっぱり指導主事含めて、参事もありましたように、研修も実際行っていますので、一番いいところで個々に合ったような支援の仕方、これはもうずっと課題やと思いますんで、その辺はしっかり進めていきたいと、このように思っております。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。それではよろしく申し上げます。

次に、不登校児童の居場所づくりについて再質問いたします。

不登校児童が小中学校合わせて25人おり、カウンセリングや学力補充はしているということですが、この25人のうち、学校以外の期間、フリースクールなどに通っている児童生徒はいますか。いなければ、基本的に自宅で毎日過ごしていることでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） フリースクールに通っている生徒につきましては1名おります。

大阪にあるNHK学院というところの通信制というところにはなるんですけども、1名います。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

それでは、残りの方は自宅で毎日過ごしているということでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） そのとおりでございます。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） こういった現状がある中で、フリースクールについてはなぜ考えていないのですか。学校へは来ることが難しくても、家以外の場所へ出向く機会があるということは、ひきこもりを防ぎ、コミュニケーションを図るという点からも大切であります。お聞

かせください。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） フリースクールの設置につきましては、個人、または民間、NPO等が設置をしております。教育委員会が設置や運営を行う場合は、学校復帰に向けた指導や支援を行うことができる教育支援センター、適応指導教室の設置を推進する方向で検討を重ねております。また、近隣の状況も踏まえて検討する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

フリースクールを民間で行っているところは確かに多いですが、やはり学校や保護者の連携のしやすさという部分では、自治体が開設することに大きなメリットがあると思います。また、フリースクールへ通うということは大変繊細なことでもあり、やはり本人、家族だけでなく、地域の理解も必要になってきます。そういった理解を得るという点でも、自治体による開設のメリットは大きいと考えています。

令和2年6月の一般質問で、適応指導教室について質問した際、町独自では難しく、近隣市町村の考えを聞いて進めていくというお答えをいただいております。近隣市町村の中には、開設に向けて進めている自治体があるとお聞きしています。

先ほど答弁いただきましたが、本町はフリースクールではなく、適応指導教室という形で不登校児童の居場所をつくっていくということによろしいでしょうか。

以前にもお話ししていましたが、香芝市では教員のOBなどが適応指導教室で指導に当たっていると聞いています。河合町にもそういった指導できる方はおられると思いますので、ぜひ今後、3小跡地に適応指導教室を設置するということを検討していただければと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 清原町長。

○町長（清原和人） 今のお話を聞かせていただいて、多分私もそのとき答えたと思っております。私、退職しまして、ちょうど今から9年前のときには、木津川市の木津中学校、心の

相談員で勤務させていただきました。そのときは1年生とか2年生とか、何名かとはいろんなことで一緒に生活していたんですけども、特に1年生の男の子が来ます。その子は、ふだんは木津川市の多分適応指導教室に行ったり、ある程度心の安定というか、心の健康が取り戻せたときには木津中に来ます。ただし、調子がよかったら学級に入れるんですけども、入れなかったら私とその子と1時間なり2時間なり、いろんな社会とか、できる範囲の学習をしたことを覚えております。

そういう意味でも、そういう子供たちの受け皿はやっぱり必要なと。9年前、そういうことで自分もそういう取組させてもらいました。実際にその学校現場におりましたんで、木津川市の適応指導教室には行ってないんですけども、やっぱりそういう部分があって、元気になって安定したときには学校へ来る。いろんな個別の、私は対応したのは教室入れない方の個別で、そういう指導をしたこと覚えております。

河合町としましては、私もこの人数、この間もちょっと見ていたんですけども、河合町の中にも、全国で2万人近い子供たち、不登校おります。河合町にも25名、やっぱりいるということで、何とかその受け皿につきましては、先ほど議員もおっしゃっていただきましたけれども、河合町独自でどこかいい場所を探すとか、また教員のOBとか、ちょっと子細について、私も適応指導教室、木津川市、直接行ってないんで分からないんですけども、しっかり調べさせてもらって、そういう子の居場所づくりというか、それについては前向きに検討してまいりたいと思いますんで、また教育委員会と一緒にちょっと論議させてもらって、いろんなことを模索してまいりますんで、よろしく願いいたします。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

適応指導教室を含め、特別な支援を必要とする子供たちが安心して学ぶことができる教育環境の整備を早急に進めていってもらえることを願っています。

次に、待機児童について。

待機児童はいないとのことですが、かがやきの森こども園に入れない場合は、ほかの保育所に回ってもらうということですね。

バスでの通園ができるこども園ということで人気があると聞いております。こども園目当てで転入してこられ、キャンセル待ちで入園できた方もおられる中、移住促進の観点からも、第1希望のかがやきの森こども園に入園できるように施設の拡大をする考えはないのでしょ

うか。

○福祉部次長（小山寿子） はい。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 保護者が希望する保育施設が一部の施設に偏るようなことがあれば、待機児童が発生する可能性があることは皆無ではございません。こども園への希望が偏った場合は、他町や広域入所での調整をさせていただくことにはなります。保育所の1人当たりの広さや定数もございますので、定員を超えたら広域や他園での調整をさせていただくことにはなります。

申請書に記載された希望園等によって一律に判断するのではなく、ほかに利用可能な保育所等の情報の提供を行うとともに、保護者様の意向を確認して調整させていただいてはいます。ただ、今後、大規模開発とか造成が行われて大きな転入者が増えるときには、新たに検討しないといけないことになるかもしれません。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 今後、共働きが増え、保育所の需要が高まることが予想されます。そういったことも見据え、現在こども園で行われている、つどいの広場を以前のように豆山の郷、豆山の郷がどうなるか分かりませんが、3小跡地に実施するなどして部屋を確保し、保育室を増やすことも視野に入れて検討を進めてほしいと思います。

次に、電子母子手帳について再質問します。

先ほどのお話の中で、紙の母子手帳と併用して使用されている方が多いとのことでしたが、本町にとっても電子母子手帳アプリを導入することへの需要は十分にあるのではないかと思います。

一概に電子母子手帳といいましても、有料のもの、無料で導入するもの、様々あります。近隣の香芝市や上牧町では、無料の母子手帳アプリが導入されており、健診の記録や予防注射の記録を保存したり、身長や体重などの結果を保存したりすることもできます。これは大人になっても有効です。将来、海外に行ってもどこにいても、自分が受けた予防接種の記録をずっと保存することができます。どこにいても記録を見ることができます。

また、子供の記録を家族で共有することもでき、妊娠期には週数に合わせてお勧めのレシピ、子育て期には月齢に応じたお役立ち情報が発信されます。さらに、自治体独自の情報として、健診、予防接種、各教室等のイベントなどの案内なども発信することもでき、受け取

る側はあらかじめ通知されるように設定しておけば、すぐに簡単に情報を得ることができ、予定の管理等も大変行いやすくなっています。もちろん、個別での声かけ等も大切であると思いますが、このようなアプリを使って情報発信を行うことで、より早く確実に町の情報を届けることができると思います。

先ほど、町としても情報を周知する方法を研究していくということでしたので、まずは情報発信ツールとして無料で手軽に始めることのできる母子手帳を導入してはいかがでしょうか。その後、必要であれば、機能を拡充するため、有料の電子母子手帳なども視野に入れていけばよいのではないかと考えます。その点はどのようにお考えでしょうか。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） 梅野議員おっしゃられたように、近隣で電子母子手帳のアプリを導入している市町村があることも、どういったデメリットやメリットがあることも、情報のほうは得ております。

やはり費用を出す費用対効果ということもありますし、今マイナンバーカードを活用した母子健康情報サービスという部分で、デジタルに慣れ親しんだ子育て世代の保護者の方においては、日々の子育てでICTを活用して必要な情報を容易に入手される時代になってきているとは思っています。

町が発信するSNSでの情報発信やホームページの掲載情報も、より充実させていきたいとは思いますが、マイナンバーカードを利用したマイナポータルサービスが国主導でシステムの標準化が現在始まっております。河合町のデジタル推進担当係と調整し、費用対効果のあるシステム構築の研究を進めてまいりたいと思います。

また、保護者の方には、母子手帳発行時にも無料で使えるアプリの情報は、今後ともに情報提供していきたいと思います。また、個別での顔の見える情報提供というのも、妊娠届というのが100に満たない部分でありますので、継続していきたいとは考えております。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

インターネットを使って様々な情報を得る人が多い子育て世代にとって、従来の母子手帳や広報などの情報発信だけでは、限界が来ていると感じるところもあります。子育てに役立つ生きた情報を得ることができるアプリでの情報発信は、今後、本町にとって必要であると

思います。必要な世代に必要な情報を必要な方法で届けることは、情報の質の向上、情報格差減少に貢献するのではないかと思います。私自身も本町で3人の子供を育ててまいりました。河合愛AI構想の重点施策でもあります「子育て環境の充実」「教育のまちづくり」、ぜひ子育てのしやすい町、河合町をつくるため、検討いただけますようお願いいたします。

次に、地域総合型スポーツクラブとの連携について1点お伺いします。

3つの多様性、種目の多様性、世代年齢の多様性、レベル、志向の多様性の視点を持つ地域総合型スポーツクラブとスポーツ協会が連携を深めていくことによって、多様な地域スポーツ振興の可能性を見いだすことができると考えますが、近隣各町とのマラソン大会等、合同記録会の開催はできないでしょうか。

○生涯学習課長（小槻公男） 議長。

○議長（谷本昌弘） 小槻課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 近隣各町とのマラソン大会等の開催の可能性ですが、今後、町内運動施設や馬見丘陵公園の使用についての懸念が解消されるとともに、近隣町において総合型の地域スポーツクラブが整備され、広域でのスポーツ振興等という共通の目標の下、スポーツクラブを中心として連携を図ることができれば、実現の可能性は広がるのではないかと思います。

以上です。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 様々な問題点がある上で、関係各位と協議を進めて、近隣各町と情報交換をしながら実現に向けて活動していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、TNR事業については、昨日の馬場議員との質問と重複するので理解いたしました。

また、担当課さんにおいては、地域の猫問題についていつも関わっていただき、ありがとうございます。地域猫として見守りながら、将来的に所有者不明猫が地域にいなくなるために取り組み、この事業に対しての地域住民の理解を得られるように周知徹底をお願いします。

それでは、飼い主のいない猫の繁殖や抑制をし、命を大切に、人と動物が共生するために、個人または団体が保護した猫に対する避妊・去勢手術の補助金を交付している自治体が多くあります。補助金制度についてのお考えはありますか。

○環境対策課長（内野悦規） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 補助金制度についてのご質問でございます。

河合町としましては、今年度、所有者不明猫対策の第一歩としまして、県のTNR事業に参加のほうしております。しかし、猫の不妊・去勢手術に対します町の補助制度については、現在のところ白紙でございます。

近隣自治体における、このような補助制度の状況についてですが、制度を設けている自治体、設けていない自治体がございます。また補助制度がある自治体においても、飼い猫を対象としたものや、所有者不明猫を対象としたもの、様々でございます。よって、この補助制度については、近隣自治体に対し、引き続き制度の需要等、具体的な内容を聞き取り調査し、河合町としていかに有効な制度となるのか、前向きに研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） TNR事業については、周知徹底を含め、積極的な取組をお願いいたします。

最後に、すな丸号について質問します。

私は、議員にならせていただいた最初にしたのが、このすな丸号の運行状況見直しについてです。かねてから質問させていただいている、すな丸号の運行状況見直し、ダイヤの改正、高齢化が進む中で運転免許を返納される方も増えています。すな丸号運行方法については何年も前からの課題です。以前、前向きなご答弁をいただいてから、改善の準備をするに当たってのかなりの時間を要しているように思われます。

令和2年に進捗状況を質問した際には、平成29年7月からの運行形態から3年になるのをめどに、運行形態の見直しに向けた取組を進めるとの回答をいただきました。今現在、4年目になります。将来的にダイヤの見直しとの答弁ですが、利用しにくく不便なダイヤの見直しを当初からお願いしております。ダイヤ改正への進捗状況はどのようになっていますか、お聞かせください。

○管財課長（植田秀紀） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 植田課長。

○管財課長（植田秀紀） 住民の方から様々なご要望等もお寄せいただいているところでございます。ダイヤ改正やルートの見直し等、様々なものがございますが、現在は可能なものか

ら随時対応させていただいておるところでございます。

令和4年以降も、自動ドアやステップ付車両への変更、コロナ対策としての飛沫防止シート
の設置、障害者向けの停車お知らせボタンの設置などを行い、さらに北ルートの西山台停
留所の増設などを行いました。これについては、皆様方からご好評をいただいているところ
でございます。

今後も現在の運行体制を維持しながら、すな丸号の特徴でもある、町内全域をきめ細かく
巡回することを損なわないように、臨機応変な対応を行い、さらなる利便性の向上を図って
まいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 梅野議員。

残り4分。

○3番（梅野美智代） これについては、住民の方々がかねてより強く要望されております。
住民の方の声なんです。

議員になって3年が過ぎ、高齢の方がさらに高齢になり、その方々の願いが諦めつつあり
ます。その間にお亡くなりになられた方もおられます。私がお願いしているのはダイヤの改
正です。コロナ禍で住民の方との話合いの場が取れなかったと言われるかもしれませんが、
以前からのアンケート調査の結果もあります。空で走っているワゴン車も見受けられます。
そこを検証して、そのワゴン車をうまく利便性のあるように、皆さんの願いを真摯に受け止
めていただきたいと思います。河合町に住んでよかったと思えるように、形にしていだ
きたいです。

以上、質問を終わります。

○議長（谷本昌弘） これにて梅野美智代議員の質問を終結いたします。

◇ 大 西 孝 幸

○議長（谷本昌弘） 11番目に、大西孝幸議員、登壇の上、質問願います。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 大西議員。

(9番 大西孝幸 登壇)

○9番(大西孝幸) 議席番号9番、大西孝幸が通告書に基づき、質問いたします。

2問、質問いたします。

内水対策事業について。

3月議会で内水対策事業について質問いたしました。回答をいただいた中で、令和4年度当初予算において内水対策事業における用地測量として1,500万円見込んでいます、また、令和4年度に予定している用地測量までの取組は、まず地元や地権者の方々に対し、対策の必要性やその効果などの説明を行った上で、事業へのご理解をいただくことが最も重要と考えていますとの回答です。

この回答を踏まえ、質問します。

対象地域や関係する地域への事業内容の説明、スケジュールについて回答してください。

2問目、通学路の防犯カメラ設置について。

この質問については、以前、梅野議員も質問されておりましたが、重要と考えていますので、再度質問させていただきます。

通学路における児童の見守りは、学校保護者、地域の皆様、また警察関係者が行っておりますが、さらなる安全確保を図るため、防犯カメラは必要だと考えています。児童が重大な事件に巻き込まれる可能性もあり得ます。子供たち、児童が安全安心で学校に通えるようにするためには、通学途上における防犯等の対策が重要です。安全でなければ安心は得られません。

そこで質問します。

防犯カメラの設置について回答願います。

再質問は自席にて行いたいと思います。

○まちづくり推進課長(杵本幸史) はい、議長。

○議長(谷本昌弘) 杵本課長。

○まちづくり推進課長(杵本幸史) 私のほうからは、1つ目の内水対策事業、スケジュールについてお答えいたします。

まず、関係する自治会への事業概要等の説明については、5月に実施する予定をしておりましたが、現在実施が遅れております。早急に準備を整え、6月中に説明に行きたいと考えております。

また、自治会への説明後、地権者への説明を行い、事業へのご協力をお願いした上で、用

地測量及び用地買収に係る土地の鑑定を実施したいと考えております。

以上でございます。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうから、通学路の防犯カメラ設置について答弁をさせていただきます。

通学路における児童の見守りは、学校支援ボランティア、見守り隊や保護者及び学校の先生の皆様のご協力により、登下校中の大きな事故もなく、子供たちが元気に学校へ通うことができいております。

さらに安全確保を図るために、防犯カメラの設置については、犯罪の抑止にもつながりますので、子供の安心安全を確保する上で望ましいと考えております。しかし、防犯カメラの管理を行うことができるかといった問題や、プライバシーの侵害に関わるといった問題があります。また、初期費用や維持管理費の2つの費用が必要となり、防犯カメラの設置を進める上で検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 大西議員。

○9番（大西孝幸） この内水対策事業に関しましては、3月に予算が可決しまして、それをもちまして4月ですか、地元の自治会長なり、神社の宮司さんであったり、神社の役員の会長であったりと、また被害に遭われた方についても、今後こういう内水対策についての説明がありますよということはもう既に伝えてはいますんで、遅れている原因、要はそれはなぜ遅れているのかということなんですけれども、お答え願えますか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 奈良県が作成しましたシミュレーション結果に施設整備の効果を見込めていない部分がありましたので、現在、一部その見直しを行っているところでございます。

以上です。

○9番（大西孝幸） ありがとうございます。

続いて、3月に私、質問した中で、その答えに河合町が実施する内水対策事業の効果を高

めるため、奈良県による不毛田川のかさ上げ工事の実施を求めるという回答があったんですけども、その協議についてはどうなっているのでしょうか、その後。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） ただいま奈良県河川整備課及び高田土木事務所と協議を行っています。本町が実施する内水対策事業の効果を高めるため、不毛田川の改修工事については、早期実現に向けて継続して要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 大西議員。

○9番（大西孝幸） ありがとうございます。

続きまして、内水関係ですね。

以前、内水対策にも関係すると思われる不毛田川の未改修部分があったと思います。その改修がまだされていけませんので、いつ改修されるのか、その改修予定時期と、事業主体はどこでしょうか。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本課長。

○まちづくり推進課長（杵本幸史） 未改修部分の改修と時期につきましては、奈良県と現在協議を進めているところでございます。事業主体につきましては、奈良県、高田事務所となっております。

以上でございます。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 大西議員。

○9番（大西孝幸） ありがとうございます。

この内水対策事業については、複合的に、要は大和川、曾我川、不毛田川、この3つの河川が河川改修されるようなことで内水対策事業の効果がより生まれると思いますので、その辺も含めて、要は関係各所に強く要望していただきたいということと、あと、これから恐らく説明会入っていくと思います。その中で、やっぱりキーポイントになるのは、どれだけ理解していただいて、承諾、要は地権者の方にしてもそうですし、自治会、今関係地域の方含めて理解していただくというのが一番やっぱりキーポイントかなと思いますので、そこはし

っかりと丁寧に説明をしていただけるようお願いして、この事業についての質問は終わります。

それでは、議長、すみません。

○議長（谷本昌弘） 大西議員。

○9番（大西孝幸） それでは、通学路の防犯カメラ設置について再質問させていただきます。

防犯カメラは、犯罪の検挙とは別の目的も兼ねて設置される場合など、プライバシーの侵害に対する特段の配慮が必要と思われませんが、最新の防犯カメラはデジタル的にスクリーニング機能というのがありまして、要は映ってはいけないところをデジタル処理して映らなくするような防犯カメラも出ていますんで、その辺も含めて、回答どうでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 防犯カメラの設置につきましては、犯罪抑止効果があるかと認識しております。今後の防犯対策の要にもなるかというふうに感じております。ただ、議員おっしゃっていただいたような形で、障害になるのが、設置するに当たり地域の皆さんの同意、そして設置の必要性についてもご理解を得る必要があるというふうに認識しております。

また、スクリーニング機能であったり、スクリーニング処理など、プライバシーの侵害に対する特段の配慮が必要となっていきますので、そういった部分もしっかりと考えながら、今後進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（大西孝幸） 議長。

○議長（谷本昌弘） 大西議員。

○9番（大西孝幸） ありがとうございます。

いろんな形で子供たちの安全を確保するということが非常に大切だと思います。県のほうも動き出していると思いますが、河合町としても、河合町交通安全プログラムについても体制が、町長及び教育長が中心となった安全対策推進体制が構築されたかと思います。令和4年度、これまでの河合町通学路安全推進体制を活用し、町長が中心となる新たな組織を構築された上で、防犯カメラの設置も含め、通学路の安全対策の推進を図っていただきたいと、そのように考えています。

子供たちの安心安全というのは非常に大切だと考えていますんで、さらなる安心安全を確保する意味においても、いろんな形で子供たちが安心して通学、通えるような体制を取って

いただけることを願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（谷本昌弘） これにて大西孝幸議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（谷本昌弘） 本日、全ての質問、終結いたしましたので、お諮りします。

本日はこれにて散会いたしたいと思ひます。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 異議なしと認めます。

よつて、本日はこれをもつて散会いたします。

散会 午後 4時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 森 光 祐 介

署 名 議 員 西 村 潔